

## 半期報告書

(第140期中)      自 平成12年4月1日  
至 平成12年9月30日

関東財務局長 殿

平成12年12月22日 提出

会社名 株式会社 横浜銀行

英訳名 The Bank of Yokohama, Ltd.

代表者の役職氏名 頭取 平澤貞昭

本店の所在の場所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

電話番号 横浜(045)225-1111(大代表) 連絡者 総合企画部  
グループ長 森田俊一

最寄りの連絡場所 東京都中央区日本橋2丁目8番2号

株式会社 横浜銀行 東京支店

電話番号 東京(03)3272-4171(大代表) 連絡者 副支店長 宮崎和夫

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

株式会社 横浜銀行 東京支店

東京都中央区日本橋2丁目8番2号

東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

(本書面の枚数 表紙共40枚)

## 目 次

第一部 企 業 情 報 .....	1 頁
第1 企 業 の 概 況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事 業 の 内 容 .....	2
3 関 係 会 社 の 状 況 .....	2
4 従 業 員 の 状 況 .....	2
第2 事 業 の 状 況 .....	4
1 業 績 等 の 概 要 .....	4
2 生 産、受注及び販売の状況 .....	19
3 対 处 す べ き 課 題 .....	19
4 経 営 上 の 重 要 な 契 約 等 .....	19
5 研 究 開 発 活 動 .....	19
第3 設 備 の 状 況 .....	20
1 主 要 な 設 備 の 状 況 .....	20
2 設備の新設、除却等の計画 .....	20
第4 提 出 会 社 の 状 況 .....	21
1 株 式 等 の 状 況 .....	21
(1) 株 式 の 総 数 等 .....	21
(2) 発 行 濟 株 式 総 数 、資 本 金 等 の 状 況 .....	23
(3) 大 株 主 の 状 況 .....	23
(4) 議 決 権 の 状 況 .....	24
2 株 働 の 推 移 .....	24
3 役 員 の 状 況 .....	24
第5 経 理 の 状 況 .....	25
・中 間 監 査 報 告 書 .....	27
1 中 間 連 結 財 務 諸 表 等 .....	31
(1) 中 間 連 結 財 務 諸 表 .....	31
① 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 .....	31
② 中 間 連 結 損 益 計 算 書 .....	33
③ 中 間 連 結 剰 余 金 計 算 書 .....	33
④ 中 間 連 結 キ ャ ッ シ ュ ・フ ロ ー 計 算 書 .....	34
(2) そ の 他 .....	57
・中 間 監 査 報 告 書 .....	59
2 中 間 財 務 諸 表 等 .....	63
(1) 中 間 財 務 諸 表 .....	63
① 中 間 貸 借 対 照 表 .....	63
② 中 間 損 益 計 算 書 .....	65
(2) そ の 他 .....	74
第6 提 出 会 社 の 参 考 情 報 .....	75
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	76

# 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

### 1. 主要な経営指標等の推移

#### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成11年度中間 連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	平成12年度中間 連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	平成10年度 自 平成10年4月1日 至 平成11年3月31日	平成11年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
連結経常収益	176,433百万円	173,926	385,663	381,858
連結経常利益 (△は連結経常損失)	19,675百万円	23,788	△ 180,904	54,348
連結中間純利益	10,366百万円	13,260		
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)			△ 122,355百万円	27,901
連結純資産額	412,829百万円	447,891	405,233	429,728
連結総資産額	10,849,860百万円	10,636,843	11,259,548	10,728,229
連結ベースの1株 当たり純資産額	277.60円	305.94	270.90	290.95
連結ベースの1株 当たり中間純利益	8.59円	11.08		
連結ベースの1株 当たり当期純利益 (△は連結ベースの 1株当たり当期純損失)			△ 108.93円	23.48
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	8.58円	—		
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり当期純利益			—	—
連結自己資本比率 (国内基準)	9.86%	10.05	10.04	10.03
営業活動によるキャッシュ・フロー	329百万円	△ 32,645		45,072
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,859百万円	22,972		29,862
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 52,755百万円	△ 57,185		△ 78,493
現金及び現金同等物の 中間期末残高	193,290百万円	220,157		
現金及び現金同等物の 期末残高				287,012百万円
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	5,953人 〔 3,528 〕	5,159 〔 3,660 〕		5,283 〔 3,597 〕

- (注) 1. 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)附則第2項に基づき、平成11年度から中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
4. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。  
なお、当行は国内基準を採用しております。
6. 当行は国内基準を適用しておりますが、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行により銀行法第14条の2が改正されたことに伴い、平成10年度より連結自己資本比率を算出しております。
7. 従業員数は平成11年度より海外の現地採用者を含み、当行から他社(連結子会社を除く)への出向者を含まないこととしております。従来の基準によった場合の従業員数は5,573人であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回 次	第138期中	第139期中	第140期中	第138期	第139期
決算年月	平成10年9月	平成11年9月	平成12年9月	平成11年3月	平成12年3月
経常収益	173,960百万円	147,781	146,417	329,850	321,886
経常利益 (△は経常損失)	4,631百万円	18,668	23,902	△183,837	51,154
中間純利益	3,691百万円	10,415	13,444		
当期純利益 (△は当期純損失)				△107,746百万円	26,551
資本金	134,546百万円	184,546	184,799	184,546	184,799
発行済株式総数	1,137,997千株	[普通株式1,137,997] [優先株式 200,000]	[普通株式1,138,624] [優先株式 200,000]	[普通株式1,137,997] [優先株式 200,000]	[普通株式1,138,624] [優先株式 200,000]
純資産額	276,173百万円	413,527	442,877	405,961	427,003
総資産額	11,207,988百万円	10,668,187	10,471,817	11,130,558	10,579,517
預金残高	8,511,457百万円	8,458,471	8,775,699	8,490,517	8,648,485
貸出金残高	8,174,376百万円	7,912,023	7,823,169	8,136,791	7,905,656
有価証券残高	1,626,864百万円	1,489,725	1,414,718	1,455,400	1,413,669
1株当たり中間配当額	2.50円	普通株式 2.50 第一回優先株式2.83 第二回優先株式4.73	普通株式 2.50 第一回優先株式2.83 第二回優先株式4.73		
1株当たり配当額				普通株式 5.00円 第一回優先株式0.02円 第二回優先株式0.03円	普通株式 5.00 第一回優先株式5.66 第二回優先株式9.46
単体自己資本比率 (国内基準)		10.01%	10.02	10.10	10.03
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	5,864人	〔 4,777 2,863 〕	〔 4,096 3,027 〕	5,672	〔 4,243 2,973 〕

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第138期（平成11年3月）以降の単体自己資本比率（国内基準）は、銀行法第26条に基づく早期是正措置の導入に伴い平成10年3月31日から施行された大蔵省告示に基づいて算出したものであります。
- なお、第138期中（平成10年9月）は、国際統一基準（連結ベース）を適用しておりましたので、第138期中の単体自己資本比率（国内基準）は、記載しておりません。
3. 従業員数は第139期（平成12年3月）より海外の現地採用者を含み、当行から他社への出向者を含まないこととしております。従来の基準によった場合の従業員数は5,060人であります。

## 2. 事業の内容

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3. 関係会社の状況

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4. 従業員の状況

### (1) 連結会社における従業員数

平成12年9月30日現在

	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数	4,604 〔 3,580 〕	109 〔 28 〕	446 〔 52 〕	5,159人 〔 3,660 〕

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員3,605人、並びに取締役を兼任しない執行役員8人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成12年9月30日現在

従業員数	4,096人 〔 3,027 〕
------	---------------------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員3,055人、並びに取締役を兼任しない執行役員8人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は3,454人であります。労使問においては特記すべき事項はありません。

## 第2事業の状況

### 1. 業績等の概要

#### ・業績

当中間連結会計期間のわが国経済を顧みますと、雇用・所得環境の改善が鈍いことなどから個人消費は依然として足取りの重い展開となりましたが、世界的なIT（情報技術）関連需要の高まりやアジア経済の回復などを背景として輸出が拡大し、企業の生産活動が活発化するとともに設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、企業部門を先導役に景気の緩やかな回復が続きました。ただその一方で、米国の景気減速や株価変調の影響などからわが国の株価が下落傾向をたどり、景気の不透明要素となりました。

金融面を見ますと、8月に日本銀行がゼロ金利政策を解除したことから金利の水準は全体的に若干切り上がりましたが、総じてみれば、短期金利、長期金利ともに安定的に推移しました。

神奈川県経済につきましては、全国と同様、個人消費は回復感に乏しい状態にとどまりましたものの、情報・通信関連機器などへの旺盛な需要を背景に製造業の生産水準が高まるなど、企業部門を中心に景気改善の動きが継続しました。

こうした金融環境の下、当行は、「地域のお客さまに強く支持される銀行」の実現をめざし、「経営の健全化のための計画」で掲げている諸施策に着実に取り組み、当行グループ会社の総力を挙げて経営体質の強化ならびに業績の進展につとめてまいりました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、当中間連結会計期間中863億円増加し、当中間連結会計期間末残高は8兆7,262億円となりました。

譲渡性預金は、当中間連結会計期間中1,595億円減少し、当中間連結会計期間末残高は538億円となりました。

貸出金は、当中間連結会計期間中792億円減少し、当中間連結会計期間末残高は7兆7,695億円となりました。

有価証券は、当中間連結会計期間中96億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆4,384億円となりました。

総資産は、当中間連結会計期間中913億円減少し、当中間連結会計期間末残高は10兆6,368億円となりました。

損益につきましては、経常収益は、前中間連結会計期間に比べ25億7百万円減少し、1,739億2千6百万円となりました。また、経常費用は、前中間連結会計期間に比べ66億2千1百万円減少し、1,501億3千7百万円となりました。以上により、当中間連結会計期間は、経常利益が前中間連結会計期間に比べ41億1千3百万円増加し、237億8千8百万円、中間純利益は前中間連結会計期間に比べ28億9千4百万円増加し、132億6千万円となりました。

なお、当行の退職給付会計導入とともにう会計基準変更時差異については、9月に退職給付信託を設定し、一括で処理いたしました。加えて、当中間連結会計期間より、「その他有価証券」の時価評価を前倒しで適用し、より透明性の高い会計処理を実施しています。

また、国内基準による連結自己資本比率は、10.05%となりました。

次に、事業の業種別セグメントの業績は、以下のとおりです。

#### 1. 銀行業

経常収益は、金利が依然低水準で推移したことなどにより、資金運用収益が減少したことなどから、前中間連結会計期間に比べ25億1千5百万円減少し、1,467億7百万円、経常費用は、預金利息の減少や経費の削減に努めた結果、前中間連結会計期間に比べ79億9千1百万円減少し、1,227億3百万円となりました。その結果、経常利益は、前中間連結会計期間に比べ54億7千7百万円増加し、240億4百万円となりました。

#### 2. リース業

経常収益は、リース料収入が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ6億7千1百万円減少し、237億9千1百万円となりました。また、経常費用は、リース原価の減少や経費の削減に努めた結果、前中間連結会計期間に比べ1億9千3百万円減少し、231億8百万円となりました。その結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ4億7千8百万円減少し、6億8千3百万円となりました。

#### 3. その他

経常収益は、前中間連結会計期間に比べ2億2千3百万円減少し、67億4千8百万円、経常費用は、前中間連結会計期間に比べ6億6千3百万円増加し、76億1千2百万円となり、その結果、経常損失が8億6千4百万円（前中間連結会計期間は経常利益22百万円）となりました。

#### ・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、市場からの資金調達が減少したものの、預金の増加及び有価証券の減少等により、前中間連結会計期間に比べ268億6千7百万円増加し、2,201億5千7百万円となりました。（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金が増加したものの、市場からの資金調達を削減したこと等により、前中間連結会計期間に比べ329億7千4百万円減少し、326億4千5百万円の支出となりました。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却・償還等により、前中間連結会計期間に比べ678億3千1百万円増加し、229億7千2百万円の収入となりました。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後特約付借入金・社債の減少等により、前中間連結会計期間に比べ44億3千万円減少し、571億8千5百万円の支出となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の国内の資金運用収支は、貸出金利息を中心に、765 億円となり、海外の資金運用収支は、92 百万円となった結果、資金運用収支は、766 億円となりました。

国内の役務取引等収支は、手数料収入を中心に、131 億円となり、海外の役務取引等収支は、マイナス 1 百万円となった結果、役務取引等収支は、131 億円となりました。

国内の特定取引収支は、商品有価証券収益を中心に、1 億円となり、海外の特定取引収支は、該当がなかった結果、特定取引収支は、1 億円となりました。

国内のその他業務収支は、46 億円となり、海外のその他業務収支は、5 百万円となった結果、その他業務収支は、46 億円となりました。

(金額単位：百万円)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用収益	前中間連結会計期間	118,672	1,838	920	119,591
	当中間連結会計期間	109,530	976	589	109,917
資金調達費用	前中間連結会計期間	37,387	1,850	920	38,318
	当中間連結会計期間	32,945	883	589	33,239
資金運用収支	前中間連結会計期間	81,285	△ 11	—	81,273
	当中間連結会計期間	76,584	92	—	76,677
役務取引等収益	前中間連結会計期間	16,576	74	0	16,650
	当中間連結会計期間	16,510	4	2	16,512
役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,785	1	0	4,787
	当中間連結会計期間	3,370	5	2	3,373
役務取引等収支	前中間連結会計期間	11,790	72	—	11,863
	当中間連結会計期間	13,140	△ 1	—	13,139
特定取引収益	前中間連結会計期間	168	10	—	178
	当中間連結会計期間	150	—	—	150
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6	—	—	6
特定取引収支	前中間連結会計期間	168	10	—	178
	当中間連結会計期間	144	—	—	144
その他業務収益	前中間連結会計期間	28,068	87	—	28,155
	当中間連結会計期間	27,604	5	—	27,610
その他業務費用	前中間連結会計期間	29,625	3	—	29,629
	当中間連結会計期間	22,994	—	—	22,994
その他業務収支	前中間連結会計期間	△ 1,557	83	—	△ 1,473
	当中間連結会計期間	4,609	5	—	4,615

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定につきましては、平均残高は、貸出金及び有価証券を中心に、9兆4,891億円となり、利息は、1,099億円となった結果、利回りは、2.31%となりました。

一方、資金調達勘定につきましては、平均残高は、預金を中心に、9兆4,301億円となり、利息は、332億円となった結果、利回りは、0.70%となりました。

① 国内

(金額単位：百万円)

種類	期別	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,805,228	118,672	2.41%
	当中間連結会計期間	9,484,410	109,530	2.30
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,064,552	91,402	2.26
	当中間連結会計期間	7,640,044	85,504	2.23
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,519,948	17,942	2.35
	当中間連結会計期間	1,472,083	12,095	1.63
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	6,686	162	4.85
	当中間連結会計期間	50,140	1,022	4.06
うち預け金	前中間連結会計期間	149,232	1,259	1.68
	当中間連結会計期間	254,651	5,836	4.57
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,597,593	37,288	0.77
	当中間連結会計期間	9,425,803	32,945	0.69
うち預金	前中間連結会計期間	8,506,524	13,538	0.31
	当中間連結会計期間	8,572,404	11,295	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	165,710	209	0.25
	当中間連結会計期間	47,824	54	0.22
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	332,459	566	0.33
	当中間連結会計期間	379,765	385	0.20
うちコマーシャルペーパー	前中間連結会計期間	36,103	27	0.15
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借用金	前中間連結会計期間	520,235	6,501	2.49
	当中間連結会計期間	396,249	5,749	2.89

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。  
 2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

## (2) 海外

(金額単位：百万円)

種類	期別	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	前中間連結会計期間	135,928	1,838	2.69%
	当中間連結会計期間	91,455	976	2.13
うち貸出金	前中間連結会計期間	121,698	1,444	2.36
	当中間連結会計期間	80,913	636	1.56
うち有価証券	前中間連結会計期間	13,347	380	5.68
	当中間連結会計期間	10,249	311	6.05
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	810	12	3.19
	当中間連結会計期間	292	6	4.41
資金調達勘定	前中間連結会計期間	132,677	1,850	2.78
	当中間連結会計期間	89,032	883	1.97
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャルペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借用金	前中間連結会計期間	11,250	258	4.57
	当中間連結会計期間	8,119	217	5.33

- (注) 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しておられます。  
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

## (3) 合計

(金額単位：百万円)

種類	期別	平均残高			利息			利回り
		小計	相殺消去額(△)	合計	小計	相殺消去額(△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,941,157	134,288	9,806,868	120,511	920	119,591	2.43%
	当中間連結会計期間	9,575,865	86,723	9,489,142	110,506	589	109,917	2.31
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,186,250	131,647	8,054,603	92,846	919	91,926	2.27
	当中間連結会計期間	7,720,957	84,580	7,636,377	86,141	589	85,551	2.23
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,533,296	2,636	1,530,659	18,323	—	18,323	2.38
	当中間連結会計期間	1,482,333	2,139	1,480,193	12,406	—	12,406	1.67
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	6,686	—	6,686	162	—	162	4.85
	当中間連結会計期間	50,140	—	50,140	1,022	—	1,022	4.06
うち預け金	前中間連結会計期間	150,042	0	150,041	1,272	—	1,272	1.69
	当中間連結会計期間	254,944	2	254,941	5,842	—	5,842	4.57
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,730,270	131,678	9,598,592	39,139	919	38,219	0.79
	当中間連結会計期間	9,514,836	84,670	9,430,165	33,829	589	33,239	0.70
うち預金	前中間連結会計期間	8,506,524	0	8,506,523	13,538	—	13,538	0.31
	当中間連結会計期間	8,572,404	2	8,572,402	11,295	—	11,295	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	165,710	—	165,710	209	—	209	0.25
	当中間連結会計期間	47,824	—	47,824	54	—	54	0.22
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	332,459	—	332,459	566	—	566	0.33
	当中間連結会計期間	379,765	—	379,765	385	—	385	0.20
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	36,103	—	36,103	27	—	27	0.15
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借用金	前中間連結会計期間	531,486	131,674	399,812	6,759	919	5,840	2.91
	当中間連結会計期間	404,368	84,668	319,700	5,966	589	5,377	3.35

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、165億円となりました。

一方、役務取引等費用につきましては、為替業務を中心に33億円となりました。

この結果、役務取引等収支（役務取引等収益－役務取引等費用）は、131億円となりました。

(金額単位：百万円)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
役務取引等収益	前中間連結会計期間	16,576	74	0	16,650
	当中間連結会計期間	16,510	4	2	16,512
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	6,685	—	—	6,685
	当中間連結会計期間	6,239	—	—	6,239
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,820	—	—	5,820
	当中間連結会計期間	5,877	—	—	5,877
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	926	73	—	999
	当中間連結会計期間	1,202	—	—	1,202
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,518	—	—	1,518
	当中間連結会計期間	1,222	—	—	1,222
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	11	—	—	11
	当中間連結会計期間	14	—	—	14
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,201	—	—	1,201
	当中間連結会計期間	1,206	—	—	1,206
役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,785	1	0	4,787
	当中間連結会計期間	3,370	5	2	3,373
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,112	—	—	1,112
	当中間連結会計期間	1,045	—	—	1,045

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に、150百万円となりました。

他方、特定取引費用は特定金融派生商品費用のみで、6百万円となりました。

この結果、特定取引収支は、144百万円となりました。

(金額単位：百万円)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引収益	前中間連結会計期間	168	10	—	178
	当中間連結会計期間	150	—	—	150
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	101	10	—	111
	当中間連結会計期間	133	—	—	133
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	49	—	—	49
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	17	—	—	17
	当中間連結会計期間	17	—	—	17
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6	—	—	6
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6	—	—	6
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は、商品有価証券を中心に、670億円となり、国内の特定取引負債は特定金融派生商品を中心に、31億円となりました。

他方、海外の特定取引資産及び特定取引負債は残高がありませんでした。

この結果、特定取引資産は、670億円となり、特定取引負債は、31億円となりました。

(金額単位：百万円)

種類	期別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
特 定 取 引 資 産	前中間連結会計期間	44,571	—	—	44,571
	当中間連結会計期間	67,070	—	—	67,070
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	11,452	—	—	11,452
	当中間連結会計期間	27,017	—	—	27,017
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	7	—	—	7
	当中間連結会計期間	4	—	—	4
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	4,614	—	—	4,614
	当中間連結会計期間	3,060	—	—	3,060
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	28,496	—	—	28,496
	当中間連結会計期間	36,988	—	—	36,988
特 定 取 引 負 債	前中間連結会計期間	4,609	—	—	4,609
	当中間連結会計期間	3,143	—	—	3,143
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	3	—	—	3
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	4,609	—	—	4,609
	当中間連結会計期間	3,140	—	—	3,140
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(末残)

(金額単位：百万円)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
預金	前中間連結会計期間	3,349,749	—	—	3,349,749
	当中間連結会計期間	3,508,770	—	—	3,508,770
定期性預金	前中間連結会計期間	4,881,808	—	—	4,881,808
	当中間連結会計期間	4,948,092	—	—	4,948,092
その他	前中間連結会計期間	191,197	—	—	191,197
	当中間連結会計期間	269,424	—	4	269,419
合計	前中間連結会計期間	8,422,756	—	—	8,422,756
	当中間連結会計期間	8,726,287	—	4	8,726,283
譲渡性預金	前中間連結会計期間	114,390	—	—	114,390
	当中間連結会計期間	53,870	—	—	53,870
総合計	前中間連結会計期間	8,537,146	—	—	8,537,146
	当中間連結会計期間	8,780,157	—	4	8,780,153

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

3. 定期性預金=定期預金+定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

(金額単位：百万円)

業種別	平成11年9月30日		平成12年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	7,835,190	100.00%	7,739,608	100.00%
製造業	1,180,063	15.06	1,141,049	14.74
農業	9,015	0.12	8,275	0.11
林業	180	0.00	71	0.00
漁業	4,612	0.06	4,259	0.06
鉱業	6,127	0.08	6,086	0.08
建設業	509,365	6.50	493,548	6.38
電気・ガス・熱供給・水道業	19,545	0.25	15,770	0.20
運輸・通信業	290,218	3.70	307,274	3.97
卸売・小売業、飲食店	1,034,684	13.20	992,451	12.82
金融・保険業	450,288	5.75	419,505	5.42
不動産業	928,408	11.85	922,034	11.91
サービス業	1,009,600	12.89	937,156	12.11
地方公共団体	103,060	1.31	95,828	1.24
その他の	2,290,020	29.23	2,396,298	30.96
海外及び特別国際金融取引勘定分	53,796	100.00%	29,967	100.00%
政府等	1,439	2.67	2,117	7.07
金融機関	1,338	2.49	—	—
その他の	51,019	94.84	27,849	92.93
合計	7,888,986	—	7,769,575	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

## (2) 外国政府等向け債権残高(国別)

(金額単位：百万円)

期 別	国 别	外国政府等向け債権残高
平成11年9月30日	インドネシア共和国	455
	ブラジル連邦共和国	19
	その他(2ヶ国)	2
	合 計	478
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成12年9月30日	インドネシア共和国	476
	ブラジル連邦共和国	17
	その他(2ヶ国)	2
	合 計	497
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

## (7) 国内・海外別有価証券の状況

## ○ 有価証券残高(末残)

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	合 計
有 価 證 券	国 債	前中間連結会計期間	439,661	—
		当中間連結会計期間	358,278	—
	地 方 債	前中間連結会計期間	126,845	—
		当中間連結会計期間	223,854	—
	社 債	前中間連結会計期間	322,756	723
		当中間連結会計期間	341,919	756
	株 式	前中間連結会計期間	503,240	—
		当中間連結会計期間	414,110	—
	その他の証券	前中間連結会計期間	118,964	12,430
		当中間連結会計期間	90,006	9,539
	合 計	前中間連結会計期間	1,511,468	13,153
		当中間連結会計期間	1,428,170	10,295
				1,524,622
				1,438,465

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

## (参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益の概要(単体)

(金額単位:百万円)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
業務粗利益	89,250	90,500	1,250
経費(除く臨時処理分)	52,841	50,564	△ 2,277
人件費	23,925	22,724	△ 1,201
物件費	25,748	24,700	△ 1,048
税金	3,167	3,140	△ 27
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	36,408	39,935	3,527
一般貸倒引当金繰入額	316	2,266	1,950
業務純益	36,092	37,669	1,577
うち債券関係損益	△ 1,006	△ 494	512
臨時損益	△ 17,423	△ 13,767	3,656
株式関係損益	5,331	12,586	7,255
不良債権処理損失	18,626	24,770	6,144
貸出金償却	134	8,915	8,781
個別貸倒引当金純繰入額	16,558	12,135	△ 4,423
債権売却損失引当金繰入額	830	3,319	2,489
延滞債権等売却損	588	74	△ 514
その他の	515	324	△ 191
特定海外債権引当勘定繰入額	11	15	4
その他の臨時損益	△ 4,116	△ 1,567	2,549
経常利益	18,668	23,902	5,234
特別損益	△ 450	△ 744	△ 294
うち動産不動産処分損益	△ 456	△ 734	△ 278
税引前中間純利益	18,218	23,157	4,939
法人税、住民税及び事業税	97	54	△ 43
法人税等調整額	7,705	9,658	1,953
中間純利益	10,415	13,444	3,029

(注) 1. 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び役職員に対する退職金支払額(経費の臨時処理分)等を加えたものであります。

5. 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6. 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

(単位：%)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
(1) 資 金 運 用 利 回 ①	2. 26	2. 10	△ 0. 16
(イ) 貸 出 金 利 回	2. 19	2. 18	△ 0. 01
(ロ) 有 価 証 券 利 回	2. 25	1. 54	△ 0. 71
(2) 資 金 調 達 原 価 ②	1. 67	1. 50	△ 0. 17
(イ) 預 金 等 利 回	0. 26	0. 19	△ 0. 07
(ロ) 外 部 負 債 利 回	1. 39	1. 37	△ 0. 02
(3) 総 資 金 利 鞠 ①-②	0. 59	0. 60	0. 01

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー+売渡手形+借用金

3. 金融商品会計の適用にともない、12年中間期からアモチゼーションを利息に含めております。

## 3. ROE（単体）

(単位：%)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	23. 06	23. 44	0. 38
業 務 純 益 ベ 一 ス	22. 86	22. 08	△ 0. 78
当 期 利 益 ベ 一 ス	6. 28	7. 62	1. 34

(注) ○ 業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）は、下記算式により算出しております。

$$\text{○} \quad \text{業務純益（一般貸倒引当金繰入前）} - \text{優先株式配当金総額} \times 2$$

 $\times 100$ 

$$\frac{\text{（期首純資産額}-\text{期首発行済優先株式数}\times\text{発行価額}) + (\text{期末純資産額}-\text{期末発行済優先株式数}\times\text{発行価額})}{2} \div 2$$

(○ 業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\text{（業務純益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2$$

 $\times 100$ 

$$\frac{\text{（期首純資産額}-\text{期首発行済優先株式数}\times\text{発行価額}) + (\text{期末純資産額}-\text{期末発行済優先株式数}\times\text{発行価額})}{2} \div 2$$

(○ 当期利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\text{（当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2$$

 $\times 100$ 

$$\frac{\text{（期首純資産額}-\text{期首発行済優先株式数}\times\text{発行価額}) + (\text{期末純資産額}-\text{期末発行済優先株式数}\times\text{発行価額})}{2} \div 2$$

## 4. 預金・貸出金の状況（単体）

## (1) 預金・貸出金の残高

(金額単位：百万円)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
預 金 ( 末 残 )	8,458,471	8,775,699	317,228
預 金 ( 平 残 )	8,529,340	8,601,400	72,060
貸 出 金 ( 末 残 )	7,912,023	7,823,169	△ 88,854
貸 出 金 ( 平 残 )	8,068,365	7,691,600	△ 376,765

## (2) 預金者別預金残高(国内)

(金額単位:百万円)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
個人	6,075,348	6,266,040	190,692
法人	1,840,869	1,998,391	157,522
公金	303,144	379,166	76,022
金融機関	212,333	126,949	△ 85,384
合計	8,431,697	8,770,545	338,848

(注) 謾渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

(金額単位:百万円)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
消費者ローン残高	2,274,808	2,370,772	95,964
住宅ローン残高	1,897,988	2,011,137	113,149
その他ローン残高	376,820	359,635	△ 17,185

## (4) 中小企業等貸出金

(金額単位:百万円、件、%)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
中小企業等貸出金残高 ①	5,641,109	6,010,937	△ 369,828
総貸出金残高 ②	7,850,023	7,790,634	△ 59,389
中小企業等貸出金比率 ①/②	71.86	77.16	—
中小企業等貸出先件数 ③	433,055	422,409	△ 10,646
総貸出先件数 ④	434,707	423,530	△ 11,177
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.62	99.74	—

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

なお、平成11年12月3日に「中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成11年法律第146号）」が公布・施行され、「中小企業」の範囲が拡大されたことに伴い、平成12年中間期の金額等は改正後の中小企業の範囲により記載しております。この変更により平成12年中間期の「中小企業等貸出金残高」および「中小企業等貸出先件数」は、改正前の中小企業の範囲によった場合に比べ、それぞれ199,626百万円、414件増加しております。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## ○ 支払承諾の残高内訳

(金額単位:百万円)

種類	平成11年中間期		平成12年中間期	
	口数	金額	口数	金額
手形引受	17口	56	20口	68
信用状	715	4,725	847	5,938
保証	2,625	428,859	2,582	369,729
計	3,357	433,640	3,449	375,736

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

## 連結自己資本比率（国内基準）

(金額単位：百万円)

項目		平成11年9月30日	平成12年9月30日	
基本的項目	資本金	180,550	184,242	
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000	
	新株式払込金	—	—	
	資本準備金	146,024	146,277	
	連結剰余金	48,478	73,372	
	連結子会社の少数株主持分	10,287	10,980	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—	
	為替換算調整勘定	—	△118	
	営業権相当額（△）	—	—	
	連結調整勘定相当額（△）	247	326	
	計(A)	385,092	414,428	
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	26,570	25,710	
	一般貸倒引当金	45,615	41,418	
	負債性資本調達手段等	265,108	220,340	
	うち永久劣後債務（注2）	136,700	136,700	
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	128,408	83,640	
	計	337,293	287,468	
控除項目	うち自己資本への算入額(B)	337,293	287,468	
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額(C)	2,730	2,831	
自己資本	(A) + (B) - (C)	(D)	719,656	699,065
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,918,597	6,599,927	
	オフ・バランス取引項目	379,831	351,478	
	計(E)	7,298,428	6,951,406	
連結自己資本比率（国内基準） = $\frac{D}{E} \times 100$		9.86	10.05%	

- (注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げられるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

## 単体自己資本比率（国内基準）

(金額単位：百万円)

項目		平成11年9月30日	平成12年9月30日
基本的項目	資本金	184,545	184,794
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	146,024	146,277
	利益準備金	30,966	32,382
	任意積立金	3,743	21,743
	中間未処分利益	10,642	14,731
	その他の	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
計(A)		375,922	399,928
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		—	—
補完的項目	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	26,570	25,710
	一般貸倒引当金	44,234	37,441
	負債性資本調達手段等	265,108	220,340
	うち永久劣後債務(注2)	136,700	136,700
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	128,408	83,640
	計	335,913	283,491
	うち自己資本への算入額(B)	335,913	283,491
	控除項目 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額(C)	2,730	2,831
	自己資本 (A) + (B) - (C)	(D)	709,105
	リスク・アセット等 資産(オン・バランス)項目	6,751,425	6,492,293
	オフ・バランス取引項目	326,091	295,377
計(E)		7,077,516	6,787,671
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{D}{E} \times 100$		10.01	10.02%

(注) 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第31条第1項第4号および第5号に掲げられるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

(金額単位：億円)

債 権 の 区 分	平成11年9月30日	平成12年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	717	1,066
危険債権	3,086	2,065
要管理債権	610	2,632
正常債権	79,653	76,782

2. 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3. 対処すべき課題

該当ありません。

4. 経営上の重要な契約等

該当ありません。

5. 研究開発活動

該当ありません。

### 第3 設備の状況

#### 1. 主要な設備の状況

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等はありません。

また、当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

##### ① 銀行業

(金額単位：百万円)

会社名	店舗名 その他の 内 容	所在地	設備の 内 容	土 地		建 物	動 産	合 計	従業員 数	摘要
				面 積	帳簿価額					
当行	逗子シーサイドクラブ	逗子市	福利厚生施設	1,938m <sup>2</sup>	631	90	0	721	—	売却

##### ② リース業

該当ありません。

##### ③ その他

該当ありません。

#### 2. 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

##### ① 銀行業

(金額単位：百万円)

会社名	店舗名 その他の 内 容	所在地区	区分	設備の 内 容	投資予定金額		資産調達 方法	着手年月	完成予定期 限	摘要
					総額	既支払額				
当 行	下北沢支店	東京都世田谷区	改築	営業店舗	222	—	自己資金	平成13年3月	平成13年9月	
	中央市場支店	横浜市神奈川区	新築	営業店舗	95	2	自己資金	平成12年10月	平成13年2月	
	その他店舗等	—	—	営業店舗	1,543	0	自己資金	—	—	注1
	事務機械	—	—	事務機械	3,997	0	自己資金	—	—	注2

(注) 1. 「その他店舗等」の主なものは、営業店舗の増改築等であり、平成13年3月までに竣工する予定であります。

2. 事務機械の主なものは、平成13年3月までに設置する予定であります。

3. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

##### ② リース業

該当ありません。

##### ③ その他

該当ありません。

## 第4 提出会社の状況

### 1. 株式等の状況

#### (1) 株式の総数等

種類	会社が発行する株式の総数	摘要
普通株式	2,600,000,000株	
優先株式	400,000,000	
計	3,000,000,000	(注)

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、30億株とし、このうち26億株は普通株式、4億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

発行済株式	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数		上場証券取引所名	摘要
			中間会計期間末現在 (平成12年9月30日)	提出日現在 (平成12年12月22日)		
	記名式額面株式 (券面額50円)	普通株式	1,138,624,220株	同左	東京証券取引所 (市場第1部)	(注) 1
	記名式無額面株式	第一回優先株式	140,000,000	同左	——	(注) 2
		第二回優先株式	60,000,000	同左	——	(注) 3
		計	1,338,624,220	同左	——	——

(注) 1. 議決権を有しております。

2. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### ① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円66銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

##### ② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### ③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

##### ④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円83銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 普通株式への転換

##### ① 転換請求期間

平成13年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### ② 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は463円30銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が普通株式の額面金額または200円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

3. 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年9円46銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円73銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は463円30銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が普通株式の額面金額または200円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(2) 発行済株式総数、資本金等の状況

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成12年9月30日	普通株式 千株 — 優先株式 —	普通株式 千株 1,138,624 優先株式 200,000	千円 —	千円 184,799,595	千円 —	千円 146,277,776	

(注) 商法第280条ノ19第2項に基づく新株引受権方式のストック・オプションの新株発行予定残数、発行価格、資本組入額及び発行予定期間は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日	平成12年9月30日現在				平成12年11月30日現在			
	新株発行予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間	新株発行予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間
平成11年6月25日	千株 310	円 369	1株につき 185円	平成13年6月26日～ 平成21年6月25日	千株 310	円 369	1株につき 185円	平成13年6月26日～ 平成21年6月25日
平成12年6月28日	1,504	498	249	平成14年6月29日～ 平成22年6月28日	1,504	498	249	平成14年6月29日～ 平成22年6月28日

(注) 1. 新株発行予定残数とは、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株数を減じた数のことです。

2. 資本組入額は、新株発行を決定する取締役会において決定しております。

(3) 大株主の状況

① 普通株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	36,494千株	3.20%
安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿1丁目9番1号	36,494	3.20
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	36,494	3.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	28,732	2.52
東洋信託銀行株式会社信託勘定A口	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号	22,171	1.94
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	18,194	1.59
横浜銀行行員持株会	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	13,107	1.15
横浜丸魚株式会社	横浜市神奈川区山内町1番地	12,350	1.08
西野商事株式会社	横浜市中区住吉町2丁目27番地	11,689	1.02
三菱信託銀行株式会社信託口	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	11,440	1.00
計		227,168	19.95

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

東洋信託銀行株式会社信託勘定A口 22,171千株

三菱信託銀行株式会社信託口 11,440千株

② 第一回優先株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	140,000千株	100.00%
計		140,000	100.00

③ 第二回優先株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000千株	100.00%
計		60,000	100.00

(4) 議決権の状況

平成12年9月30日現在

発行済株式	議決権のない 株式数	議決権のある株式数		単位未満数	摘要
		自己株式等	その他		
	株 200,000,000	株 10,000	株 1,131,409,000	株 7,205,220	(注)

- (注) 1. 上記の「議決権のある株式数」の「その他」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、53千株含まれております。  
 2. 上記「単位未満株式数」には当行所有の自己株式557株が含まれております。

自己 株式 等	所有者の氏名又は名称等		所 有 株 式 数			発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合	摘要
	氏名又は名称	住 所	自 己 名 義	他 人 名 義	計		
	株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3丁目1番1号	株 10,000	—	株 10,000	% 0.00	(注)
計			10,000	—	10,000	0.00	

- (注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「議決権のある株式数」の「その他」に含まれております。

2. 株価の推移

当該中間会計 期間における 月別最高・最低株価	月 别	平成12年4月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	最 高	429円	477	480	500	504	533
	最 低	360円	400	431	401	411	458

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3. 役員の状況(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

## 第 5 経 理 の 状 況

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成11年4月1日 至平成11年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成12年4月1日 至平成12年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成11年4月1日 至平成11年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成12年4月1日 至平成12年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間及び当中間会計期間の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

その中間監査報告書は、中間連結財務諸表及び中間財務諸表のそれぞれの直前に掲げております。

## 中間監査報告書

平成11年12月22日

株式会社 横浜銀行

頭取 平澤貞昭 殿

監査法人 トーマツ

代表社員  
関与社員

公認会計士 佐藤良二㊞

関与社員

公認会計士 大森茂㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、中間連結キャッシュ・フロー計算書を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成11年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 中間監査報告書

平成12年12月21日

株式会社 横浜銀行

頭取 平澤貞昭 殿

監査法人 トーマツ

代表社員  
関与社員

公認会計士 佐藤良二

関与社員

公認会計士 大森茂

関与社員

公認会計士 岸野勝

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成12年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

以上

## 1. 中間連結財務諸表等

## (1) 中間連結財務諸表

## ① 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科 目	連結会計期間別		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成12年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現 金 預 け 金 ※7	320,267	2.95%	437,470	4.11%	450,776	4.20%		
コールローン及び買入手形	14,652	0.14	56,257	0.53	76,380	0.71		
買 入 金 銭 債 権	20,713	0.19	21,935	0.21	23,810	0.22		
特 定 取 引 資 産	44,571	0.41	67,070	0.63	44,565	0.41		
金 銭 の 信 託	1,526	0.01	—	—	—	—		
有 働 証 券 ※1,7	1,524,622	14.05	1,438,465	13.52	1,448,130	13.50		
貸 出 金 ※2,3,4	7,888,986	72.71	7,769,575	73.04	7,848,803	73.16		
外 国 為 替 5,6,7	8,636	0.08	8,620	0.08	8,217	0.08		
そ の 他 資 産 ※8	136,210	1.26	141,571	1.33	104,153	0.97		
動 産 不 動 産 ※7,9	261,351	2.41	252,674	2.38	259,244	2.42		
繰 延 税 金 資 産 10	186,099	1.72	155,494	1.46	168,442	1.57		
連 結 調 整 勘 定	247	0.00	326	0.00	383	0.00		
支 払 承 諾 見 返	441,975	4.07	419,643	3.95	430,349	4.01		
貸 倒 引 当 金	—	—	△ 132,035	△ 1.24	△ 134,919	△ 1.25		
投 資 損 失 引 当 金	—	—	△ 226	△ 0.00	△ 107	△ 0.00		
資 産 の 部 合 計	10,849,860	100.00	10,636,843	100.00	10,728,229	100.00		

## (負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位：百万円)

科 目	連結会計期間別		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成12年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預 金 ※7	8,422,756	77.63%	8,726,283	82.04%	8,639,904	80.53%		
譲渡性預金	114,390	1.05	53,870	0.51	213,420	1.99		
コールマネー及び売渡手形	395,311	3.64	317,979	2.99	255,434	2.38		
コマーシャル・ペーパー	20,000	0.19	—	—	—	—		
特定期取引負債	4,609	0.04	3,143	0.03	3,363	0.03		
借用金	409,815	3.78	316,414	2.97	376,543	3.51		
外 国 為 替	154	0.00	821	0.01	184	0.00		
社 会 税 債	95,908	0.88	85,938	0.81	95,888	0.89		
転換社債	3,273	0.03	—	—	—	—		
そ の 他 負 債	274,243	2.53	198,932	1.87	201,517	1.88		
貸 倒 引 当 金	171,142	1.58	—	—	—	—		
退職給与引当金	15,729	0.15	—	—	15,620	0.15		
退職給付引当金	—	—	157	0.00	—	—		
債権売却損失引当金	29,757	0.27	25,281	0.24	26,320	0.25		
偶発損失引当金	2,719	0.03	5,135	0.05	5,004	0.05		
投資損失引当金	163	0.00	—	—	—	—		
特別法上の引当金	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
繰延税金負債	—	—	733	0.01	350	0.00		
再評価に係る繰延税金負債	24,792	0.23	23,636	0.22	23,905	0.22		
支 払 承 諸	441,975	4.07	419,643	3.94	430,349	4.01		
負債の部合計	10,426,743	96.10	10,177,970	95.69	10,287,806	95.89		
少 数 株 主 持 分	10,287	0.10	10,980	0.10	10,694	0.10		
資 本 本 金	184,546	1.70	184,799	1.74	184,799	1.72		
資 本 準 備 金	146,024	1.35	146,277	1.37	146,277	1.36		
再評価差額金	34,251	0.31	33,497	0.31	33,878	0.32		
連 結 剰 余 金	52,003	0.48	76,899	0.72	66,771	0.62		
その他の有価証券評価差額金	—	—	7,093	0.07	—	—		
為替換算調整勘定	—	—	△ 118	△ 0.00	—	—		
計	416,825	3.84	448,449	4.21	431,727	4.02		
自 己 株 式	△ 0	△ 0.00	△ 5	△ 0.00	△ 1	△ 0.00		
子会社の所有する親会社株式	△ 3,994	△ 0.04	△ 552	△ 0.00	△ 1,997	△ 0.01		
資 本 の 部 合 計	412,829	3.80	447,891	4.21	429,728	4.01		
負債、少数株主持分及び資本の部合計	10,849,860	100.00	10,636,843	100.00	10,728,229	100.00		

## ② 中間連結損益計算書

(金額単位：百万円)

科 目	連結会計期間別		前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日		当中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日		前連結会計年度 要約連結損益計算書 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
経 常 収 益	176,433	100.00%	173,926	100.00%	381,858	100.00%		
資 金 運 用 収 益	119,591		109,917		234,952			
( うち 貸出金利息 )	( 91,926 )		( 85,551 )		( 181,250 )			
( うち有価証券利息配当金 )	( 18,323 )		( 12,406 )		( 35,499 )			
役 務 取 引 等 収 益	16,650		16,512		34,549			
特 定 取 引 収 益	178		150		255			
そ の 他 業 務 収 益	28,155		27,610		57,081			
そ の 他 経 常 収 益	11,857		19,735		55,020			
経 常 費 用	156,758	88.85	150,137	86.32	327,509	85.77		
資 金 調 達 費 用	38,318		33,239		71,570			
( うち 預金利息 )	( 13,538 )		( 11,295 )		( 24,895 )			
役 務 取 引 等 費 用	4,787		3,373		7,584			
特 定 取 引 費 用	—		6		—			
そ の 他 業 務 費 用	29,629		22,994		57,127			
営 業 経 費	53,977		53,176		109,055			
そ の 他 経 常 費 用	30,045		37,347		82,170			
経 常 利 益	19,675	11.15	23,788	13.68	54,348	14.23		
特 別 利 益 ※1	668	0.38	16,352	9.40	2,244	0.59		
特 別 損 失 ※2	464	0.26	16,608	9.55	1,461	0.38		
税金等調整前中間(当期)純利益	19,879	11.27	23,532	13.53	55,131	14.44		
法人税、住民税及び事業税	1,335	0.76	1,908	1.10	1,048	0.27		
法 人 税 等 調 整 額	6,903	3.91	8,057	4.63	24,380	6.39		
少 数 株 主 利 益	1,273	0.72	306	0.18	1,800	0.47		
中 間 ( 当 期 ) 純 利 益	10,366	5.88	13,260	7.62	27,901	7.31		

## ③ 中間連結剰余金計算書

(金額単位：百万円)

科 目	連結会計期間別		前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日		当中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日		前連結会計年度 連結剰余金計算書 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
連 結 剰 余 金 期 首 残 高	44,457		66,771		44,457			
連 結 剰 余 金 増 加 高	—		380		731			
再評価差額金取崩に伴う剰余金増加高	—		380		731			
連 結 剰 余 金 減 少 高	2,821		3,513		6,319			
配 当 金	2,821		3,513		6,319			
中 間 ( 当 期 ) 純 利 益	10,366		13,260		27,901			
連 結 剰 余 金 中 間 期 末 ( 期 末 ) 残 高	52,003		76,899		66,771			

## ④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位：百万円)

	前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー計算書
			自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	19,879	23,532	55,131
減価償却費	21,585	20,412	42,260
連結調整勘定償却額	35	56	113
貸倒引当金の増加額※3	△ 177,995	△ 2,884	△ 214,217
投資損失引当金の増加額	163	118	107
債権売却損失引当金の増加額	△ 1,088	△ 1,039	△ 4,525
偶発損失引当金の増加額	270	131	2,555
退職給与引当金の増加額	53	△ 15,620	△ 54
退職給付引当金の増加額	—	157	—
資金運用収益	△ 119,591	△ 109,917	△ 234,952
資金調達費用	38,318	33,239	71,570
有価証券関係損益(△)	△ 317	△ 12,666	△ 16,071
金銭の信託の運用損益(△)	△ 127	—	△ 139
為替差損益(△)	3,334	784	6,637
動産不動産処分損益(△)	△ 198	245	766
特定取引資産の純増(△)減	8,338	△ 22,505	8,344
特定取引負債の純増減(△)	△ 149	△ 220	△ 1,395
貸出金の純増(△)減※3	243,314	79,228	283,497
預金の純増減(△)	△ 329,491	86,379	159,676
譲渡性預金の純増減(△)	—	△ 159,550	△ 172,990
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	—	△ 14,628	△ 38,936
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	72,802	△ 53,549	36,015
コールローン等の純増(△)減	△ 11,386	21,998	△ 76,211
コールマネー等の純増減(△)	149,379	62,544	38,167
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	5,000	—	△ 15,000
債券貸付取引担保金の純増減(△)	34,142	△ 13,941	△ 36,355
外国為替(資産)の純増(△)減	2,092	△ 403	2,511
外国為替(負債)の純増減(△)	72	637	102
資金運用による収入	123,597	107,447	241,006
資金調達による支出	△ 45,510	△ 36,965	△ 83,497
その他の	△ 35,538	△ 25,094	△ 6,370
小計	986	△ 32,073	46,214
法人税等の支払額	△ 657	△ 572	△ 1,142
営業活動によるキャッシュ・フロー	329	△ 32,645	45,072
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 439,400	△ 525,594	△ 961,268
有価証券の売却による収入	304,672	486,296	816,977
有価証券の償還による収入	63,141	72,568	160,103
金銭の信託の増加による支出	△ 1,500	—	△ 1,500
金銭の信託の減少による収入	40,130	—	41,669
動産不動産の取得による支出	△ 14,349	△ 14,029	△ 35,781
動産不動産の売却による収入	2,445	3,731	9,662
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,859	22,972	29,862
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 5,000	△ 45,500	△ 28,000
劣後特約付社債・転換社債の発行による収入	—	20,000	—
劣後特約付社債・転換社債の償還による支出	△ 44,915	△ 30,000	△ 47,342
配当金支払額	△ 2,821	△ 3,513	△ 6,319
少数株主への配当金支払額	△ 19	△ 20	△ 19
自己株式の取得による支出	—	△ 4	△ 0
自己株式の売却による収入	—	1,851	3,187
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 52,755	△ 57,185	△ 78,493
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 46	3	50
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 97,331	△ 66,855	△ 3,608
VI 現金及び現金同等物の期首残高	290,621	287,012	290,621
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高※1	193,290	220,157	287,012

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 17社 主要な会社名 Yokohama Finance (Europe) S.A. 浜銀ファイナンス株式会社 なお、横浜シティ証券株式会社は清算により、浜銀投資顧問株式会社は清算手続中により当中間連結会計期間より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 主要な会社名 浜銀投資顧問株式会社 非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 16社 主要な会社名 Yokohama Finance (Europe) S.A. 浜銀ファイナンス株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 16社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、株式会社横浜バンクカード、横浜シティ証券株式会社並びに浜銀投資顧問株式会社は清算により当連結会計年度より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 横浜商事株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 主要な会社名 浜銀投資顧問株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 4社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため持分法を適用していません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 横浜商事株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 3社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えるため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 横浜商事株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 3社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 3社 9月末日 14社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 3社 9月末日 13社</p> <p>(2)</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 3社 3月末日 13社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 親会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等について中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等について中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中</p>	

	前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日
	<p>決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>連結子会社については特定取引目的の取引及びこれに類似する取引について主として親会社と同様の取扱いを行っております。</p>	<p>費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>A 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っています。</p> <p>B 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある転換社債、株式（各自外国証券を含む）及び外国国債については移動平均法による低価法（洗い替え方式）により行っており、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法により行っています。</p> <p>連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法を適用しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 当行の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>A 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っています。</p> <p>B 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある転換社債、株式（各自外国証券を含む）及び外国国債については移動平均法による低価法（洗い替え方式）により行っており、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法により行っています。</p> <p>連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法を適用しております。</p>
		<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っています。</p>	
	<p>(3) 動産不動産の減価償却の方法 親会社の動産不動産の減価償却は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>建物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>その他 税法の定める方法による。</p> <p>連結子会社のうち浜銀ファイナンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社については、主として定率法を採用し、税法の償却率により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産 当行の動産不動産は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>建物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>その他 税法の定める方法による。</p> <p>連結子会社のうち浜銀ファイナンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によつており、その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用し、税法の償却率により償却しております。</p> <p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェ</p>	

	前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	前連結会計年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
			<p>アについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。また、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、連結財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。</p>
	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>親会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>与信関連業務を営んでいる連結子会社は、貸付業務に関わる与信関連資産については、親会社と同様の方法により引当を行っており、他の資産については、各子会社の行った自己査定に基づき必要と認められる額を引当てております。</p> <p>与信関連業務以外の業務を営んでいる連結子会社については、主として税法に定める限度額（法定緑入率による）のほか必要と認められる額を引当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は236,918百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、主として一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は217,550百万円であります。</p> <p>与信関連業務を営んでいる連結子会社は、貸付業務に関わる与信関連資産については、当行と同様の方法により引当を行っており、他の資産については、各子会社の行った自己査定に基づき必要と認められる額を引当てております。</p> <p>与信関連業務以外の業務を営んでいる連結子会社については、主として税法に定める限度額（法定緑入率による）のほか必要と認められる額を引当てております。</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は217,550百万円であります。</p> <p>与信関連業務を営んでいる連結子会社は、貸付業務に関わる与信関連資産については、当行と同様の方法により引当を行っており、他の資産については、各子会社の行った自己査定に基づき必要と認められる額を引当てております。</p> <p>与信関連業務以外の業務を営んでいる連結子会社については、主として税法に定める限度額（法定緑入率による）のほか必要と認められる額を引当てております。</p>
	<p>(5) 退職給与引当金の計上基準</p> <p>親会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額を基準として年間緑入見積額を期間により</p>	<p>(6) 退職給与引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、</p>	<p>(5) 退職給与引当金の計上基準</p> <p>当行の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引当てております。</p>

	前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日
	按分し、中間会計期間末要支給額に相当する額を引当てております。 なお、親会社は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しており、また、一部の連結子会社も年金制度を採用しております。	当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異（15,980百万円）については、退職給付信託の設定により15,860百万円を一時費用処理するとともに、残額については当連結会計年度において費用処理することとし、当中間連結会計期間においては、主として同残額に12分の6を乗じた額を計上しております。	なお、当行は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しており、また、一部の連結子会社も年金制度を採用しております。
(6) 債権売却損失引当金の計上基準	債権売却損失引当金は、親会社において株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘査し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引当てております。	(7) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘査し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(6) 債権売却損失引当金の計上基準 同 左
(7) 偶発損失引当金の計上基準	偶発損失引当金は、親会社において債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を引当てております。	(8) 偶発損失引当金の計上基準 債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金の計上基準 同 左
(8) 投資損失引当金の計上基準	投資損失引当金は、株式等の有価証券への投資について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引当てております。	(9) 投資損失引当金の計上基準 株式等の有価証券への投資について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 投資損失引当金の計上基準 同 左
(9) 特別法上の引当金の計上基準	特別法上の引当金は、親会社が計上した金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 A 金融先物取引責任準備金 親会社は、金融先物取引等に関する生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 B 証券取引責任準備金 親会社は、証券先物取引等に関する生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する命令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 A 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関する事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 B 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関する事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する命令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 A 金融先物取引責任準備金 同 左 B 証券取引責任準備金 同 左
(10) 外貨建資産・負債の換算基準	親会社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（外貨にて調達したもの）を除く）、②外貨建転換社債、③その他親会社が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

	前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	前連結会計年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
	(11) リース取引の処理方法 親会社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同 左
		(13) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債について当行及び連結子会社においては繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	
	(12) 消費税等の会計処理 親会社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同 左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

#### 表示方法の変更

前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	前連結会計年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
	(中間連結キャッシュ・フロー計算書) (1) 前中間連結会計期間において「預金の純増減(△)」に含めて表示しておりました「譲渡性預金の純増減(△)」(前中間連結会計期間△272,020百万円)を、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。 (2) 前中間連結会計期間において「コールマネー等の純増減(△)」に含めて表示しておりました「借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)」(前中間連結会計期間△28,663百万円)を、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。	

## (追加情報)

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日
	<p>(貸倒引当金の表示方法) 前中間連結会計期間まで負債の部に掲記しております。「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間連結会計期間より資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によつた場合に比べ、資産の部及び負債の部はそれぞれ132,035百万円減少しております。</p>	<p>前連結会計年度まで負債の部に掲記しております。「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間連結会計年度より資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によつた場合に比べ、資産の部及び負債の部はそれぞれ134,919百万円減少しております。</p>
	<p>(退職給付会計) 当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によつた場合と比較して、経常利益は881百万円、税金等調整前中間純利益は669百万円増加しております。 また、当行は当中間連結会計期間に退職給付信託を設定し、会計基準変更時差異についてはその全額を一括費用処理しております。この結果、税金等調整前中間純利益は12百万円減少しております。 なお、退職給与引当金及び企業年金制度の過去勤務債務等に係る未払金は、退職給付引当金に含めて表示しております。</p>	
	<p>(金融商品会計) 当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によつた場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益は2,835百万円増加しております。 なお、金融商品に係る会計基準の適用に伴う中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、中間連結貸借対照表の表示科目が改定され、その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。</p>	
	<p>(外貨建取引等会計基準) 当行は、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。 国内連結子会社は、当中間連結会計期間から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。これによる損益への影響はありません。 また、前連結会計年度において「資産の部」に計上していた為替換算調整勘定は、中間連結財務諸表規則の改正により、「資本の部」に含めて計上しております。</p>	
	<p>利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、当行の東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間連結会計期間より、「その他経常費用」として299百万円計上しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成 11 年 9 月 30 日)	当 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成 12 年 9 月 30 日)	前 連 結 会 計 年 度 末 (平成 12 年 3 月 31 日)
※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 485 百万円を含んでおります。	※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 385 百万円を含んでおります。	※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 385 百万円を含んでおります。
※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 19,211 百万円、延滞債権額は 348,324 百万円であります。  破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  なお、前記「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立て不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権は 87,643 百万円、延滞債権額は 98,986 百万円減少しております。	※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 38,484 百万円、延滞債権額は 286,218 百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 20,429 百万円、延滞債権額は 332,307 百万円であります。  破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※ 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 15,712 百万円であります。  3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※ 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 15,927 百万円であります。  なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※ 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 13,488 百万円であります。  3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 45,622 百万円であります。  貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 247,628 百万円であります。  なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 38,915 百万円であります。  貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)	前連結会計年度末 (平成12年3月31日)																						
※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は428,871百万円であります。	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は588,258百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、150,913百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tbody> <tr><td>有価証券</td><td>182,703百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>155,230百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tbody> <tr><td>預金</td><td>13,230百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>117,797百万円</td></tr> <tr><td>借用金</td><td>1,060百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券151,712百万円及び現金預け金2,000百万円を差し入れております。</p> <p>また、借用金21,984百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権26,927百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は11,125百万円であります。</p> <p>※8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は23,938百万円、繰延ヘッジ利益の総額は7,921百万円であります。</p>	有価証券	182,703百万円	貸出金	155,230百万円	預金	13,230百万円	コールマネー及び売渡手形	117,797百万円	借用金	1,060百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は405,140百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tbody> <tr><td>有価証券</td><td>201,629百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>164,370百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>925百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tbody> <tr><td>預金</td><td>52,383百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>28,000百万円</td></tr> <tr><td>借用金</td><td>3,546百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,314百万円及び現金預け金1,000百万円を差し入れております。</p> <p>また、借用金29,296百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権22,696百万円を差し入れております。</p>	有価証券	201,629百万円	貸出金	164,370百万円	動産不動産	925百万円	預金	52,383百万円	コールマネー及び売渡手形	28,000百万円	借用金	3,546百万円
有価証券	182,703百万円																							
貸出金	155,230百万円																							
預金	13,230百万円																							
コールマネー及び売渡手形	117,797百万円																							
借用金	1,060百万円																							
有価証券	201,629百万円																							
貸出金	164,370百万円																							
動産不動産	925百万円																							
預金	52,383百万円																							
コールマネー及び売渡手形	28,000百万円																							
借用金	3,546百万円																							
※9. 親会社については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。	<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日</p> <p>平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>9,430百万円</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日</p> <p>平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>16,539百万円</p>																						

前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)	前連結会計年度末 (平成12年3月31日)
※10. 動産不動産の減価償却累計額 253,223百万円	※10. 動産不動産の減価償却累計額 260,572百万円	※10. 動産不動産の減価償却累計額 252,551百万円
※11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 247,000百万円が含まれております。	※11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 178,500百万円が含まれております。	※11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 224,000百万円が含まれております。
※12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 95,908百万円あります。	※12. 社債は、劣後特約付社債 85,938百万円あります。	※12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 95,888百万円あります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	前連結会計年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
	※1. 特別利益には、当行の退職給付信託の設定に伴う退職給付信託設定益 15,847百万円を含んでおります。 ※2. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 15,860百万円を含んでおります。	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	前連結会計年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
※1. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 平成11年9月30日現在 現金預け金 320,267百万円 日本銀行以外への預け金 △ 126,977百万円  現金及び現金同等物 <u>193,290百万円</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 平成12年9月30日現在 現金預け金 437,470百万円 日本銀行以外への預け金 △ 217,312百万円  現金及び現金同等物 <u>220,157百万円</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 平成12年3月31日現在 現金預け金 450,776百万円 日本銀行以外への預け金 △ 163,763百万円  現金及び現金同等物 <u>287,012百万円</u>
※3. 前記「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項 (4) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額による影響額が、貸倒引当金の増加額については、191,175百万円(減少)、貸出金の純増減については、188,879百万円(減少)それぞれ含まれております。		2. 重要な非資金取引の内容 転換社債の転換による資本金増加額 253百万円 転換社債の転換による資本準備金増加額 253百万円 転換による転換社債減少額 <u>506百万円</u>  ※3. 前記「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項 (4) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額による影響額が、貸倒引当金の増加額については、217,550百万円(減少)、貸出金の純増減については、215,700百万円(減少)それぞれ含まれております。

## (リース取引関係)

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日
(借手側)	(借手側)	(借手側)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額
動 産 そ の 他 合 計	動 産 そ の 他 合 計	動 産 そ の 他 合 計
取得価額 2,324百万円 14百万円 2,338百万円	取得価額 2,795百万円	取得価額 2,468百万円
相 当 額 2,324百万円 14百万円 2,338百万円	相 当 額 2,795百万円	相 当 額 2,468百万円
減価償却累計額相当額 944百万円 13百万円 957百万円	減価償却累計額相当額 1,142百万円	減価償却累計額相当額 997百万円
中間連結会計期間末残高相当額 1,379百万円 1百万円 1,380百万円	中間連結会計期間末残高相当額 1,652百万円	中間連結会計期間末残高相当額 1,470百万円
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計
・未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額 405百万円 918百万円 1,323百万円	・未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額 531百万円 1,192百万円 1,723百万円	・未経過リース料 年度末残高相当額 473百万円 1,088百万円 1,572百万円
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 292百万円	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 329百万円	支払リース料 575百万円
減価償却費相当額 213百万円	減価償却費相当額 248百万円	減価償却費相当額 425百万円
支払利息相当額 27百万円	支払利息相当額 34百万円	支払利息相当額 57百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計
・未経過リース料 129百万円 304百万円 433百万円	・未経過リース料 83百万円 200百万円 283百万円	・未経過リース料 110百万円 250百万円 360百万円
(貸手側)	(貸手側)	(貸手側)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高
動 産 そ の 他 合 計	動 産 そ の 他 合 計	動 産 そ の 他 合 計
取得価額 173,098百万円 4,933百万円 178,032百万円	取得価額 193,692百万円 25,388百万円 219,081百万円	取得価額 199,153百万円 25,759百万円 224,912百万円
減価償却累計額 94,436百万円 2,607百万円 97,043百万円	減価償却累計額 122,007百万円 14,137百万円 136,144百万円	減価償却累計額 124,029百万円 13,975百万円 138,005百万円
中間連結会計期間末残高 78,661百万円 2,326百万円 80,988百万円	中間連結会計期間末残高 71,685百万円 11,251百万円 82,936百万円	中間連結会計期間末残高 75,123百万円 11,783百万円 86,906百万円
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計
・未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額 29,945百万円 60,186百万円 90,132百万円	・未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額 28,426百万円 56,460百万円 84,887百万円	・未経過リース料 年度末残高相当額 28,761百万円 58,991百万円 87,752百万円
このうち転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の中間連結会計期間末残高相当額は、151百万円（うち1年以内は38百万円）であります。	このうち転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の中間連結会計期間末残高相当額は、151百万円（うち1年以内は38百万円）であります。	このうち転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の年度末残高相当額は、170百万円（うち1年以内は38百万円）であります。
なお、借手側の残高相当額は、おおむね同一であります。	なお、借手側の残高相当額は、おおむね同一であります。	なお、借手側の残高相当額は、おおむね同一であります。
・受取りリース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取りリース料 18,365百万円	・受取りリース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取りリース料 18,801百万円	・受取りリース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取りリース料 38,017百万円
減価償却費 16,209百万円	減価償却費 14,855百万円	減価償却費 28,646百万円
受取利息相当額 2,207百万円	受取利息相当額 2,183百万円	受取利息相当額 4,475百万円
・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計
・未経過リース料 650百万円 502百万円 1,152百万円	・未経過リース料 544百万円 412百万円 957百万円	・未経過リース料 630百万円 541百万円 1,172百万円

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種類	期別	当中間連結会計期間末(平成12年9月30日現在)				
		中間連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国 債		—	—	—	—	—
地 方 債		—	—	—	—	—
社 債		500	500	0	0	—
そ の 他		—	—	—	—	—
合 計		500	500	0	0	—

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種類	期別	当中間連結会計期間末(平成12年9月30日現在)				
		取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式		391,637	395,165	3,527	56,265	52,738
債 券		880,625	889,121	8,496	8,923	427
国 債		355,924	358,278	2,354	2,476	121
地 方 債		220,939	223,854	2,915	3,055	140
社 債		303,761	306,988	3,226	3,392	165
そ の 他		39,396	39,553	157	240	83
合 計		1,311,659	1,323,840	12,181	65,430	53,248

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

(金額単位：百万円)

		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
満期保有目的の債券		
地 方 公 社 債		47,260
事 業 債		33,273
非 上 場 外 国 債 券		6,302
その他有価証券		
非上場株式(店頭売買株式を除く)		18,502
非 上 場 外 国 債 券		5,625

(金銭の信託関係)

金銭の信託につきましては、該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

○その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
評価差額		12,181
その他の有価証券		12,181
その他の金銭の信託		—
(△) 中間連結損益計算書への評価損益計上額		98
(△) 繰延税金負債		4,989
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)		7,093
(△) 少数株主持分相当額		—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額		—
その他有価証券評価差額金		7,093

## (有価証券の時価等関係)

(金額単位：百万円)

種類	期別	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)					前連結会計年度(平成12年3月31日現在)				
		中間連結貸借対照表計上額	時価	評価損益	うち評価益	うち評価損	連結貸借対照表計上額	時価	評価損益	うち評価益	うち評価損
有価証券	債券	195,599	198,722	3,123	3,471	348	176,038	177,251	1,212	1,666	453
	株式	464,424	514,681	50,256	111,455	61,199	435,071	481,160	46,088	106,114	60,025
	その他	31,883	33,345	1,461	1,648	187	14,058	14,636	578	656	78
合計		691,908	746,749	54,841	116,576	61,735	625,167	673,047	47,879	108,437	60,557

(注) 1. 本表記載の有価証券は、上場有価証券（債券は、国債、地方債、社債であります。）を対象としております。

なお、上場債券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭（基準）気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。その他の上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格によっております。

2. 非上場有価証券のうち時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

種類	期別	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)					前連結会計年度(平成12年3月31日現在)				
		中間連結貸借対照表計上額	時価 相当額	評価損益	うち評価益	うち評価損	連結貸借対照表計上額	時価 相当額	評価損益	うち評価益	うち評価損
有価証券	債券	537,435	546,664	9,229	9,692	462	490,416	496,802	6,385	6,533	147
	株式	7,838	12,872	5,034	5,516	482	8,091	13,684	5,593	6,496	902
	その他	36,603	37,027	424	811	387	30,675	30,721	46	440	394
合計		581,876	596,564	14,688	16,020	1,332	529,183	541,209	12,025	13,470	1,445

非上場有価証券の時価相当額は、店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については日本証券業協会が発表する公社債店頭（基準）気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格、米国の店頭売買有価証券については全米証券業協会のNASDAQによる売買価格等によっております。

3. 時価情報開示対象有価証券から除いた有価証券の（中間）連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

種類	期別	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)				前連結会計年度(平成12年3月31日現在)			
		156,951	20,120	73,765	205,974	19,204	68,600		
有価証券	債券								
	株式								
	その他								

4. 特定取引勘定にて経理しております商品有価証券及び特定取引有価証券につきましては、時価評価を行い、当該評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますのでここでの記載を省略しております。

## (金銭の信託の時価等関係)

(金額単位：百万円)

種類	期別	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)					前連結会計年度(平成12年3月31日現在)				
		中間連結貸借対照表計上額	時価等	評価損益	うち評価益	うち評価損	連結貸借対照表計上額	時価等	評価損益	うち評価益	うち評価損
金銭の信託		1,526	1,528	1	1	—	—	—	—	—	—

(注) 時価等の算定は、以下により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。

- 上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭（基準）気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。
- 店頭売買株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

## (デリバティブ取引関係)

## (1) 金利関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	9,947	△ 0	△ 0
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	561,727	660	660
	金利オプション	—	—	—
	その他	37,934	△ 46	70
	合計		613	731

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (2) 通貨関連取引

通貨関連取引につきましては、該当ありません。

(注) 1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2. の取引は、記載対象から除いております。

2. 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、記載対象から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

種類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	478,698	1,965	1,965

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、記載対象から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)	
		契約額等	
取引所	通貨先物	—	
	通貨オプション	—	
店頭	為替予約	325,694	
	通貨オプション	22,200	
	その他	—	

## (3) 株式関連取引

株式関連取引につきましては、該当ありません。

## (4) 債券関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)			評価損益
		契約額等	時価		
取引所	債券先物	9,614	△ 52	△ 52	
	債券先物オプション	6,000	1	△ 0	
店頭	債券店頭オプション	12,500	△ 216	△ 64	
	その他	—	—	—	
	合計		△ 267	△ 117	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (5) 商品関連取引

商品関連取引につきましては、該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前 中 間 連 結 会 計 期 間	前 連 結 会 計 年 度
自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
<b>(1) 取引の内容</b> 親会社および一部の連結子会社が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりであります。 ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引（店頭取引） ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引（店頭取引） ・株式関連取引：株式指數先物取引 ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引	<b>(1) 取引の内容</b> 当行および一部の連結子会社が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりであります。 ・金利関連取引：金利先物取引、金利先渡取引、金利スワップ取引、金利オプション取引 ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引 ・株式関連取引：株式指數先物取引 ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引
<b>(2) 取引に対する取組方針と利用目的</b> 親会社および一部の連結子会社は、①お客様の多様化する運営・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②親会社および一部の連結子会社の資産・負債構造の管理（ALM）のため、③親会社および一部の連結子会社の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、親会社および一部の連結子会社の体力の範囲内でマネージ可能なリスク量となるように心掛けております。	<b>(2) 取引に対する取組方針と利用目的</b> 当行および一部の連結子会社は、①お客様の多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②当行および一部の連結子会社の資産・負債構造の管理（ALM）のため、③当行および一部の連結子会社の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行および一部の連結子会社の体力の範囲内でマネージ可能なリスク量となるよう心掛けております。
<b>(3) 取引に係るリスクの内容</b> デリバティブ取引は他の市場性取引と同様に、マーケットリスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等を持っております。また、お客様の多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱量は増加し、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備に心掛けております。 デリバティブに係るリスクの中で、親会社および一部の連結子会社が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。 ・マーケットリスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク なお、平成11年9月末における親会社および一部の連結子会社の与信相当額は、674億円であります。	<b>(3) 取引に係るリスクの内容</b> デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客様の多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱量は増加し、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備に心掛けております。 デリバティブに係るリスクの中で、当行および一部の連結子会社が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。 ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク なお、平成12年3月末における当行および一部の連結子会社の与信相当額は、531億円であります。
<b>(4) 取引に係るリスク管理体制</b> 親会社および一部の連結子会社は、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンの確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。 デリバティブ取引のマーケットリスクと信用リスクは、総合企画部のリスク統括室が管理しております。リスク統括室は親会社および一部の連結子会社のマーケットリスク・信用リスクに関して総合的な管理を目指しております。 親会社では、リスク統括室の一部がミドルオフィスとしてフロント（実際に取引を行なう金融市場部等）の近くに常駐し、日常的管理を行なっております。なお、ミドルオフィスのフロントからの独立性を担保するため、フロント（金融市場部等）・ミドル（総合企画部リスク統括室）・バック（市場事務部）を組織的に完全に分離した体制としております。 親会社のデリバティブ取引のマーケットリスクは、金利・通貨・債券等の取引のマーケットリスクと合算して管理しております。予算を決定する常務会（半年ごと開催）で決定される親会社全体の損失許容限度額をもとに、取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィス	<b>(4) 取引に係るリスク管理体制</b> 当行および一部の連結子会社は、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンの確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。 デリバティブ取引の市場リスクと信用リスクは、総合企画部のリスク統括室が管理しております。リスク統括室は当行および一部の連結子会社の市場リスク・信用リスクに関して総合的な管理を目指しております。 当行では、リスク統括室の一部がミドルオフィスとしてフロント（実際に取引を行なう金融市場部等）の近くに常駐し、日常的管理を行なっております。なお、ミドルオフィスのフロントからの独立性を担保するため、フロント（金融市場部等）・ミドル（総合企画部リスク統括室）・バック（市場事務部）を組織的に完全に分離した体制としております。 当行のデリバティブ取引の市場リスクは、金利・通貨・債券等の取引の市場リスクと合算して管理しております。予算を決定する常務会（半年ごと開催）で決定される当行全体の損失許容限度額をもとに、取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィス

前 中 間 連 結 会 計 期 間	前 連 結 会 計 年 度
自 平成 11 年 4 月 1 日	自 平成 11 年 4 月 1 日
至 平成 11 年 9 月 30 日	至 平成 12 年 3 月 31 日
品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリューアットリスク、ペイシスポイントバリュー等により、リスク量の計測を行なっております。また、マーケットリスクの状況は、リスク統括室がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。	は、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリューアットリスク、ペイシスポイントバリュー等により、リスク量の計測を行なっております。また、当行の市場リスクの状況は、リスク統括室がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。
親会社のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限はフロントから完全に分離されており、すべての与信判断は融資所管部が行なっております。デリバティブ取引に係る信用リスク額については、ミドルオフィスが日次（オリジナル・エクスポートジャー方式）、月次（カレント・エクスポートジャー方式）で計測しております。また、信用リスクの状況は、リスク統括室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。	当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限はフロントから完全に分離されており、すべての与信判断は融資所管部が行なっております。デリバティブ取引に係る信用リスク額については、ミドルオフィスが日次（オリジナル・エクスポートジャー方式）、月次（カレント・エクスポートジャー方式）で計測しております。また、当行の信用リスクの状況は、リスク統括室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

## 2. 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)			前連結会計年度(平成12年3月31日現在)		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
取引所	金利先物 売建	42,340	—	42,427	△ 87	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売建	—	—	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	( — )	—	—
	プット	( — )	—	—	( — )	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	( — )	—	—
	プット	( — )	—	—	( — )	—	—
	金利スワップ 受取固定・支払変動	454,184	316,957	17,164	17,164	402,388	305,571
	受取変動・支払固定	827,320	561,975	△ 49,614	△ 49,614	672,776	497,484
店頭	受取変動・支払変動	14,001	5,951	6	6	13,994	6,074
	金利オプション 売建	—	—	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	( — )	—	—
	プット	( — )	—	—	( — )	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	( — )	—	—
	プット	( — )	—	—	( — )	—	—
	その他 売建	17,844 ( 159 )	16,744	84	74	16,575 ( 124 )	13,475
	買建	17,699 ( 144 )	16,599	82	△ 62	16,663 ( 114 )	13,563
	合計			△ 32,517			△ 25,239

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. ( ) 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 金利スワップのうち、「円一円スワップ」および「米ドル一米ドルスワップ」の残存期間別の想定元本および平均受取金利・平均支払金利は下記のとおりであります。

① 円一円スワップ

残存期間	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)			前連結会計年度(平成12年3月31日現在)		
	1年以内	1年超3年以内	3年超	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本	87,875百万円	120,360百万円	152,747百万円	65,934百万円	108,918百万円	156,232百万円
平均受取固定金利	3.19 %	2.16 %	2.31 %	2.33 %	1.98 %	2.16 %
平均支払変動金利	0.29 %	0.33 %	0.17 %	0.42 %	0.28 %	0.20 %
支払側固定スワップ想定元本	240,387百万円	246,707百万円	298,481百万円	155,648百万円	236,058百万円	254,578百万円
平均支払固定金利	3.00 %	2.87 %	3.24 %	2.38 %	2.69 %	3.47 %
平均受取変動金利	0.33 %	0.23 %	0.18 %	0.37 %	0.25 %	0.21 %
想定元本の合計	328,262百万円	367,068百万円	451,228百万円	221,582百万円	344,977百万円	410,810百万円

② 米ドル一米ドルスワップ

残存期間	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)			前連結会計年度(平成12年3月31日現在)		
	1年以内	1年超3年以内	3年超	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本	47,592百万円	10,160百万円	33,689百万円	29,191百万円	6,899百万円	33,437百万円
平均受取固定金利	5.53 %	6.72 %	6.83 %	5.91 %	7.38 %	6.83 %
平均支払変動金利	5.39 %	5.58 %	5.48 %	5.48 %	5.75 %	5.71 %
支払側固定スワップ想定元本	24,815百万円	11,058百万円	4,984百万円	19,591百万円	2,341百万円	3,755百万円
平均支払固定金利	5.12 %	6.18 %	6.92 %	5.74 %	7.23 %	7.06 %
平均受取変動金利	5.64 %	5.56 %	5.52 %	6.24 %	6.31 %	6.33 %
想定元本の合計	72,408百万円	21,218百万円	38,673百万円	48,783百万円	9,241百万円	37,192百万円

4. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益

を（中間）連結損益計算書に計上しておりますので上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

区分	種類	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)	
		契約額等	時価	契約額等	時価
取引所	金利先物				
	売建	8,708	8,720	—	—
	買建	18,744	18,757	—	—
	金利オプション				
	売建				
	コール	—	—	—	—
	プット	(—)	—	(—)	—
	買建	—	—	—	—
	コール	—	—	—	—
	プット	—	—	(—)	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	249,286	3,618	234,923	2,187
	受取変動・支払固定	254,512	△ 3,615	231,823	△ 2,279
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建				
	コール	—	—	—	—
	プット	(—)	—	(—)	—
	買建	—	—	—	—
	コール	—	—	(—)	—
	プット	(—)	—	(—)	—
その他	その他				
	売建	—	—	(—)	—
	買建	(—)	—	(—)	—
		(—)	—	(—)	—

(注) ( ) 内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

## (2) 通貨関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)				前連結会計年度(平成12年3月31日現在)			
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価
		うち1年超		うち1年超		うち1年超		うち1年超	
店	通貨スワップ	280,456	118,311	6,291	6,291	340,191	91,018	6,729	6,729
	うち米ドル	243,943	105,773	6,930	6,930	315,508	82,331	6,713	6,713
	うちその他	36,512	12,537	△ 638	△ 638	24,683	8,686	16	16
	為替予約	—	—	—	—	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
頭	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

3. 先物為替予約、通貨オプション等のうち、(中間)連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を(中間)連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の(中間)連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

区分	種類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)		前連結会計年度(平成12年3月31日現在)	
		契約額等	契約額等	契約額等	契約額等
店	為替予約	—	—	—	—
	売建	37,964	—	125,035	—
	買建	41,500	—	129,406	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	コール	3,262	—	1,709	—
	（ ）	( 90 )	—	( 63 )	—
	プット	5,011	—	1,360	—
	（ ）	( 102 )	—	( 19 )	—
	買建	—	—	—	—
頭	コール	3,434	—	1,625	—
	（ ）	( 72 )	—	( 55 )	—
	プット	4,394	—	1,614	—
	（ ）	( 120 )	—	( 20 )	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—

(注) ( ) 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

## (3) 株式関連取引

株式関連取引につきましては、該当ありません。

## (4) 債券関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)			前連結会計年度(平成12年3月31日現在)		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
取引所	債券先物 売建	5,990	—	6,070	△ 79	4,855	—
	買建	—	—	—	—	—	—
	債券先物オプション 売建	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	—	—	(—)	—	—
	プット	(—)	—	—	(—)	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	—	—	(—)	—	—
	プット	(—)	—	—	(—)	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション 売建	—	—	—	—	—	—
	コール	20,000	—	611	△ 208	(—)	—
	プット	(403)	—	—	—	(—)	—
	買建	—	—	—	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—
	プット	(—)	—	—	(—)	—	—
	その他 売建	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
		△ 288	—	—	—	—	△ 9

## (注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

2. ( ) 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

区分 分	種類	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)	
		契約額等	時価	契約額等	時価
取引所	債券先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	コール	—	—	—	—
	プット	(—)	—	(—)	—
	買建	(—)	—	(—)	—
	コール	—	—	—	—
	プット	2,500	7	(—)	—

(注) ( ) 内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

#### (5) 商品関連取引

商品関連取引につきましては、該当ありません。

#### (6) クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間（自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日）

(金額単位：百万円)

	銀 行 業	リース業	その 他	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	148,595	23,318	4,519	176,433	—	176,433
(2) セグメント間の内部経常収益	626	1,144	2,452	4,222	( 4,222)	—
計	149,222	24,462	6,971	180,656	( 4,222)	176,433
経 常 費 用	130,694	23,301	6,949	160,945	( 4,187)	156,758
経 常 利 益	18,527	1,161	22	19,710	( 35)	19,675

当中間連結会計期間（自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日）

(金額単位：百万円)

	銀 行 業	リース業	その 他	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	146,077	23,236	4,612	173,926	—	173,926
(2) セグメント間の内部経常収益	630	555	2,135	3,321	( 3,321)	—
計	146,707	23,791	6,748	177,247	( 3,321)	173,926
経 常 費 用	122,703	23,108	7,612	153,423	( 3,286)	150,137
経 常 利 益 (△は経常損失)	24,004	683	△ 864	23,823	( 35)	23,788

前連結会計年度（自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日）

(金額単位：百万円)

	銀 行 業	リース業	その 他	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	322,518	48,262	11,077	381,858	—	381,858
(2) セグメント間の内部経常収益	1,348	2,314	8,003	11,666	( 11,666)	—
計	323,866	50,576	19,081	393,524	( 11,666)	381,858
経 常 費 用	272,356	49,624	17,525	339,506	( 11,996)	327,509
経 常 利 益	51,510	951	1,555	54,018	330	54,348

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業………銀行業

(2) リース業………リース業

(3) その他………証券、保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

4. 会計処理基準等の変更

(1) 退職給付に係る会計基準の適用

(追加情報) に記載のとおり、当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常費用は766百万円減少し、経常利益は同額増加しております。また、「その他」について経常費用及び経常損失は85百万円増加しております。

(2) 金融商品に係る会計基準の適用

(追加情報) に記載のとおり、当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益は3,793百万円増加、経常費用は958百万円増加し、経常利益は2,835百万円増加しております。

2. 所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えていたため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 國際業務経常収益

國際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、國際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
連結ベースの1株当たり純資産額	277.60円	305.94円	290.95円
連結ベースの1株当たり中間(当期)純利益	8.59円	11.08円	23.48円
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	8.58円	当中間期は転換社債等潜在株式がないので記載しておりません。	当期は転換社債等潜在株式がないので記載しておりません。

- (注) 1. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末の発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
2. 連結ベースの1株当たり当期純利益及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

(2) その他

該当ありません。

## 中間監査報告書

平成11年12月22日

株式会社 横浜銀行

頭取 平澤貞昭殿

監査法人 トーマツ

代表社員  
関与社員 公認会計士 佐藤良二㊞

関与社員 公認会計士 大森茂㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの第139期事業年度の中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社横浜銀行の平成11年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 中間監査報告書

平成12年12月21日

株式会社 横浜銀行

頭取 平澤貞昭殿

監査法人 トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	佐藤良二	㊞
関与社員	公認会計士	大森茂	㊞
関与社員	公認会計士	岸野勝	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第140期事業年度の中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社横浜銀行の平成12年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当中間会計期間より中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。

以上

## 2. 中間財務諸表等

## (1) 中間財務諸表

## ① 中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		前中間会計期間末 (平成11年9月30日)		当中間会計期間末 (平成12年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成12年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現 金 預 け 金	317,804	2.98%	432,420	4.13%	443,270	4.19%		
コ ー ル 口 一 ン	14,652	0.14	46,257	0.44	75,880	0.72		
買 入 手 形	—	—	10,000	0.09	500	0.00		
買 入 金 錢 債 権	4,699	0.04	4,100	0.04	4,797	0.04		
特 定 取 引 資 产	44,571	0.42	67,070	0.64	44,565	0.42		
金 錢 の 信 託	1,526	0.01	—	—	—	—		
有 価 証 券 ※1,9	1,489,725	13.96	1,414,718	13.51	1,413,669	13.36		
(うち自己株式) ※2	( 0 )	( 0.00 )	( 5 )	( 0.00 )	( 1 )	( 0.00 )		
貸 出 金 ※3,4,5, 6,7,8,9	7,912,023	74.17	7,823,169	74.71	7,905,656	74.73		
外 国 為 替	8,597	0.08	8,620	0.08	8,217	0.08		
そ の 他 資 产 ※10	102,558	0.96	110,559	1.06	72,749	0.69		
動 产 不 動 产 ※9,11, 12,16	158,580	1.49	154,531	1.48	156,536	1.48		
緑 延 税 金 資 产	179,806	1.69	149,005	1.42	163,135	1.54		
支 払 承 諾 見 返	433,640	4.06	375,736	3.59	418,857	3.96		
貸 倒 引 当 金	—	—	△ 124,282	△ 1.19	△ 128,222	△ 1.21		
投 資 損 失 引 当 金	—	—	△ 90	△ 0.00	△ 96	△ 0.00		
資 产 の 部 合 計	10,668,187	100.00	10,471,817	100.00	10,579,517	100.00		

## (負債及び資本の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年9月30日)		当 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)		前 事 業 年 度 末 要 約 貸 借 対 照 表 (平成12年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
預 金 ※9	8,458,471	79.29%	8,775,699	83.80%	8,648,485	81.75%
譲 渡 性 預 金	114,390	1.07	63,870	0.61	260,220	2.46
コ ー ル マ ネ ー ※9	385,411	3.61	314,979	3.01	227,434	2.15
売 渡 手 形 ※9	9,900	0.09	3,000	0.03	28,000	0.26
コマーシャル・ペーパー	20,000	0.19	—	—	—	—
特 定 取 引 負 債	4,609	0.04	3,143	0.03	3,363	0.03
借 用 金 ※13	389,669	3.65	284,991	2.72	363,648	3.44
外 国 為 替	157	0.00	821	0.01	184	0.00
社 会 機関債 ※14	—	—	20,000	0.19	—	—
転 換 社 債	3,273	0.03	—	—	—	—
そ の 他 負 債	194,912	1.83	132,646	1.27	131,536	1.24
貸 倒 引 当 金	167,200	1.57	—	—	—	—
退 職 給 与 引 当 金	15,664	0.15	—	—	15,551	0.14
債 権 売 却 損 失 引 当 金	29,757	0.28	25,281	0.24	26,320	0.25
偶 発 損 失 引 当 金	2,719	0.03	5,135	0.05	5,004	0.05
投 資 損 失 引 当 金	87	0.00	—	—	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金 ※15	0	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債 ※16	24,792	0.23	23,636	0.22	23,905	0.23
支 払 承 諾	433,640	4.06	375,736	3.59	418,857	3.96
負 債 の 部 合 計	10,254,659	96.12	10,028,940	95.77	10,152,513	95.96
資 本 の 部						
資 本 本 金	184,546	1.73	184,799	1.76	184,799	1.75
資 本 準 備 金	146,024	1.37	146,277	1.40	146,277	1.38
利 益 準 備 金	30,261	0.29	31,676	0.30	30,966	0.29
再 評 価 差 額 金 ※16	34,251	0.32	33,497	0.32	33,878	0.32
そ の 他 の 剰 余 金	18,443	0.17	40,669	0.39	31,081	0.30
任 意 積 立 金	3,743		21,743		3,743	
中間（当期）未処分利益	14,700		18,926		27,338	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	—	—	5,955	0.06	—	—
資 本 の 部 合 計	413,527	3.88	442,877	4.23	427,003	4.04
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	10,668,187	100.00	10,471,817	100.00	10,579,517	100.00

## ② 中間損益計算書

(金額単位：百万円)

科 目 期 別	前 中 間 会 計 期 間		当 中 間 会 計 期 間		前 事 業 年 度 要 約 損 益 計 算 書	
	自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	金 額	自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	金 額	自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日	金 額
	百分比		百分比		百分比	
経 常 収 益		147,781	100.00%	146,417	100.00%	321,886
資 金 運 用 収 益		118,166		109,311		232,653
( うち貸出金利息 )	( 90,991)			( 85,341)		( 180,013)
( うち有価証券利息配当金 )	( 17,853)			( 12,045)		( 34,475)
役 務 取 引 等 収 益		15,202		15,126		31,709
特 定 取 引 収 益		168		150		238
そ の 他 業 務 収 益		2,875		3,551		6,717
そ の 他 経 常 収 益		11,369		18,276		50,568
経 常 費 用		129,113	87.37	122,515	83.68	270,731
資 金 調 達 費 用		35,630		31,634		67,166
( うち預金利息 )	( 13,547)			( 11,303)		( 24,916)
役 務 取 引 等 費 用		4,470		4,105		9,021
特 定 取 引 費 用		—		6		—
そ の 他 業 務 費 用		7,159		1,894		12,748
営 業 経 費 ※1		54,302		51,762		107,501
そ の 他 経 常 費 用		27,549		33,111		74,293
経 常 利 益		18,668	12.63	23,902	16.32	51,154
特 別 利 益 ※2		6	0.00	15,850	10.83	794
特 別 損 失 ※3		456	0.30	16,594	11.33	1,430
税引前中間(当期)純利益		18,218	12.33	23,157	15.82	50,518
法人税、住民税及び事業税		97	0.07	54	0.04	120
法 人 税 等 調 整 額		7,705	5.21	9,658	6.60	23,846
中 間 ( 当 期 ) 純 利 益		10,415	7.05	13,444	9.18	26,551
前 期 繰 越 利 益		4,284		5,101		4,284
再評価差額金取崩額		—		380		731
中 間 配 当 額		—		—		3,524
中間配当に伴う利益準備金積立額		—		—		704
中 間 ( 当 期 ) 未 処 分 利 益		14,700		18,926		27,338

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前 中 間 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	當 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券および金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同 左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券および金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある転換社債、株式（各々外国証券を含む）及び外国国債については移動平均法による低価法（洗い替え方式）により行っており、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法により行っております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある転換社債、株式（各々外国証券を含む）及び外国国債については移動平均法による低価法（洗い替え方式）により行っており、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法により行っております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法		<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っています。</p>	
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>建物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>その他 税法の定める方法による。</p>	<p>(1) 動産不動産</p> <p>動産不動産は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>建物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>その他 税法の定める方法による。</p> <p>(2) ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産</p> <p>建物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>その他 税法の定める方法による。</p> <p>(2) ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。また、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。</p>

	前中間会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	当中間会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	前事業年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日
5. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は172,941百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は219,733百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は201,027百万円であります。</p>
		<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。</p> <p>なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。</p> <p>また、当中間期に退職給付信託を設定し、会計基準変更時差異（15,860百万円）についてはその全額を一括費用処理しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引当てております。</p>
		<p>(3) 債権売却損失引当金</p> <p>株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(3) 債権売却損失引当金</p> <p>同 左</p>
		<p>(4) 偶発損失引当金</p> <p>債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 偶発損失引当金</p> <p>同 左</p>
		<p>(5) 投資損失引当金</p> <p>株式等の有価証券への投資について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 投資損失引当金</p> <p>同 左</p>

	前 中 間 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日
		(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 金融先物取引責任準備金 同 左
		(7) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する命令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(7) 証券取引責任準備金 同 左
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資に係る資産（外貨にて調達したものを除く）、②外貨建転換社債③その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法		ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左

## (追加情報)

前 中 間 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日
<p>法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第173号）附則第3項に基づき、前事業年度（自平成10年4月1日至平成11年3月31日）から税効果会計を適用しており、当中間会計期間は、同省令附則第4項に基づき適用しております。</p> <p>なお、法人税、住民税及び事業税については、前中間期まで当該期を一事業年度とみなして中間申告を行うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間期は税効果会計を適用したため、従来の方法に比べ、資産が179,806百万円増加するとともに、中間純利益が7,705百万円減少しております。</p> <p>また、事業税については、前中間期まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間期は「法人税、住民税及び事業税」として計上しております。これに伴う経常利益及び税引前中間純利益への影響はありません。</p>		
<p>従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）によることとされており、引き続き「その他資産」に計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>		
	<p>(貸倒引当金の表示方法)</p> <p>前中間会計期間まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部及び負債の部はそれぞれ124,282百万円減少しております。</p>	<p>前事業年度まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度より資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部及び負債の部はそれぞれ128,222百万円減少しております。</p>
	<p>(退職給付会計)</p> <p>当中間会計期間から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成10年6月16日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は766百万円、税引前中間純利益は754百万円増加しております。</p> <p>また、当中間会計期間に退職給付信託を設定し、会計基準変更時差異についてはその全額を一括費用処理しております。この結果、税引前中間純利益は12百万円減少しております。</p>	
	<p>(金融商品会計)</p> <p>当中間会計期間から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前中間純利益は2,835百万円増加しております。</p> <p>なお、金融商品に係る会計基準の適用に伴う中間財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により中間貸借対照表の表示科目が改定され、その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。</p>	

前 中 間 会 計 期 間	當 中 間 会 計 期 間	前 事 業 年 度
自 平成 11年 4月 1日 至 平成 11年 9月 30日	自 平成 12年 4月 1日 至 平成 12年 9月 30日	自 平成 11年 4月 1日 至 平成 12年 3月 31日
	(外貨建取引等会計基準) 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。	
	利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間会計期間より、「その他経常費用」として299百万円計上しております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成 11 年 9 月 30 日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成 12 年 9 月 30 日)	前 事 業 年 度 末 (平成 12 年 3 月 31 日)
※ 1. 子会社の株式総額 2,866百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社であります。	※ 1. 子会社の株式総額 2,354百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社であります。	※ 1. 子会社の株式総額 2,685百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社であります。
※ 2. 自己株式のうち、商法第 210 条ノ 2 第 2 項第 3 号に定める自己株式はありません。	※ 2. 自己株式のうち、商法第 210 条ノ 2 第 2 項第 3 号に定める自己株式はありません。	※ 2. 自己株式のうち、商法第 210 条ノ 2 第 2 項第 3 号に定める自己株式はありません。
※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 18,820 百万円、延滞債権額は 353,901 百万円であります。  破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  なお、前記「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」の「9. 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によつた場合に比べ、破綻先債権は 86,611 百万円、延滞債権額は 82,828 百万円減少しております。	※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 37,621 百万円、延滞債権額は 273,264 百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 19,635百万円、延滞債権額は 318,055百万円であります。  破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※ 4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 15,402 百万円であります。  3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※ 4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 15,741 百万円であります。  なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※ 4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 13,251 百万円であります。  3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 45,622 百万円であります。  貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 247,533 百万円であります。  なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 38,594 百万円であります。  貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 433,746 百万円であります。	※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 574,161 百万円であります。  なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 389,537 百万円であります。  なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※ 7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、121,131 百万円であります。	※ 8. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、150,913 百万円であります。  ※ 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 181,046百万円 貸出金 155,230百万円	※ 7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、79,808 百万円であります。  ※ 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 199,955百万円 貸出金 164,370百万円

前 中 間 会 計 期 間 末 ( 平 成 11 年 9 月 30 日 )	当 中 間 会 計 期 間 末 ( 平 成 12 年 9 月 30 日 )	前 事 業 年 度 末 ( 平 成 12 年 3 月 31 日 )
	<p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 13,230百万円</p> <p>コールマネー 114,797百万円</p> <p>売渡手形 3,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 151,712百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は 11,936百万円であります。</p> <p>※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は23,938百万円、繰延ヘッジ利益の総額は7,921百万円であります。</p>	<p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 52,383百万円</p> <p>売渡手形 28,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 140,314百万円を差し入れております。</p>
<p>※11. 動産不動産の減価償却累計額 112,848百万円</p> <p>※12. 動産不動産の圧縮記帳額 108,933百万円 (当中間期圧縮記帳額 ——百万円)</p> <p>※13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金342,908百万円が含まれております。</p> <p>※15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。</p> <p>(1) 金融先物取引責任準備金 0百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>(2) 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>※16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、前中間期は全額を「再評価差額金」として負債の部に計上していましたが、平成11年3月31日の同法律の改正により、当中間期は当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,564百万円</p>	<p>※11. 動産不動産の減価償却累計額 108,888百万円</p> <p>※12. 動産不動産の圧縮記帳額 108,933百万円 (当期圧縮記帳額 ——百万円)</p> <p>※13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金319,884百万円が含まれております。</p> <p>※15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。</p> <p>(1) 金融先物取引責任準備金 0百万円 (2) 証券取引責任準備金 0百万円</p> <p>※16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,539百万円</p>	

(中間損益計算書関係)

前 中 間 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日																								
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>3,565百万円</td> <td>建物・動産</td> <td>3,490百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の</td> <td>1,317百万円</td> <td>その他の</td> <td>1,403百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 特別利益には、退職給付信託の設定に伴う退職給付信託設定益15,847百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額15,860百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	3,565百万円	建物・動産	3,490百万円	その他の	1,317百万円	その他の	1,403百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>3,490百万円</td> <td>建物・動産</td> <td>7,430百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の</td> <td>1,403百万円</td> <td>その他の</td> <td>2,641百万円</td> </tr> </table>	建物・動産	3,490百万円	建物・動産	7,430百万円	その他の	1,403百万円	その他の	2,641百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>7,430百万円</td> <td>建物・動産</td> <td>7,430百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の</td> <td>2,641百万円</td> <td>その他の</td> <td>2,641百万円</td> </tr> </table>	建物・動産	7,430百万円	建物・動産	7,430百万円	その他の	2,641百万円	その他の	2,641百万円
建物・動産	3,565百万円	建物・動産	3,490百万円																							
その他の	1,317百万円	その他の	1,403百万円																							
建物・動産	3,490百万円	建物・動産	7,430百万円																							
その他の	1,403百万円	その他の	2,641百万円																							
建物・動産	7,430百万円	建物・動産	7,430百万円																							
その他の	2,641百万円	その他の	2,641百万円																							

(リース取引関係)

前 中 間 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日																																																																																																																																																																		
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動 産 そ の 他 合 計</td> <td>動 産</td> <td>動 産 そ の 他 合 計</td> </tr> <tr> <td>取 得 価 額 相 当 額 6,893百万円</td> <td>取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円</td> <td>取 得 価 額 相 当 額 2,029百万円</td> </tr> <tr> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,513百万円</td> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円</td> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,137百万円</td> </tr> <tr> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,379百万円</td> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円</td> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 856百万円</td> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 392百万円</td> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 440百万円</td> </tr> <tr> <td>支 払 リ ー ス 料 864百万円</td> <td>支 払 リ ー ス 料 247百万円</td> <td>支 払 リ ー ス 料 1,524百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額 726百万円</td> <td>減価償却費相当額 220百万円</td> <td>減価償却費相当額 1,285百万円</td> </tr> <tr> <td>支 払 利 息 相 当 額 54百万円</td> <td>支 払 利 息 相 当 額 21百万円</td> <td>支 払 利 息 相 当 額 83百万円</td> </tr> <tr> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td> <td>同 左</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>・利息相当額の算定方法</td> <td>・利息相当額の算定方法</td> <td>・利息相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。</td> <td>同 左</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> </tr> <tr> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 75百万円</td> <td>・未経過リース料 53百万円</td> <td>・未経過リース料 69百万円</td> </tr> <tr> <td>267百万円</td> <td>187百万円</td> <td>224百万円</td> </tr> <tr> <td>343百万円</td> <td>241百万円</td> <td>294百万円</td> </tr> </table>	動 産 そ の 他 合 計	動 産	動 産 そ の 他 合 計	取 得 価 額 相 当 額 6,893百万円	取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円	取 得 価 額 相 当 額 2,029百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,513百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,137百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,379百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 856百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 392百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 440百万円	支 払 リ ー ス 料 864百万円	支 払 リ ー ス 料 247百万円	支 払 リ ー ス 料 1,524百万円	減価償却費相当額 726百万円	減価償却費相当額 220百万円	減価償却費相当額 1,285百万円	支 払 利 息 相 当 額 54百万円	支 払 利 息 相 当 額 21百万円	支 払 利 息 相 当 額 83百万円	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左	同 左	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。	同 左	同 左	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	・未経過リース料 75百万円	・未経過リース料 53百万円	・未経過リース料 69百万円	267百万円	187百万円	224百万円	343百万円	241百万円	294百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動 産</td> <td>動 産</td> <td>動 産 そ の 他 合 計</td> </tr> <tr> <td>取 得 価 額 相 当 額 6,959百万円</td> <td>取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円</td> <td>取 得 価 額 相 当 額 2,081百万円</td> </tr> <tr> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,572百万円</td> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円</td> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,188百万円</td> </tr> <tr> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,387百万円</td> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円</td> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,501百万円</td> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 750百万円</td> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 934百万円</td> </tr> <tr> <td>支 払 リ ー ス 料 864百万円</td> <td>支 払 リ ー ス 料 247百万円</td> <td>支 払 リ ー ス 料 1,524百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額 726百万円</td> <td>減価償却費相当額 220百万円</td> <td>減価償却費相当額 1,285百万円</td> </tr> <tr> <td>支 払 利 息 相 当 額 54百万円</td> <td>支 払 利 息 相 当 額 21百万円</td> <td>支 払 利 息 相 当 額 83百万円</td> </tr> <tr> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td> <td>同 左</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>・利息相当額の算定方法</td> <td>・利息相当額の算定方法</td> <td>・利息相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。</td> <td>同 左</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> </tr> <tr> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 75百万円</td> <td>・未経過リース料 53百万円</td> <td>・未経過リース料 69百万円</td> </tr> <tr> <td>267百万円</td> <td>187百万円</td> <td>224百万円</td> </tr> <tr> <td>343百万円</td> <td>241百万円</td> <td>294百万円</td> </tr> </table>	動 産	動 産	動 産 そ の 他 合 計	取 得 価 額 相 当 額 6,959百万円	取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円	取 得 価 額 相 当 額 2,081百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,572百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,188百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,387百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,501百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 750百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 934百万円	支 払 リ ー ス 料 864百万円	支 払 リ ー ス 料 247百万円	支 払 リ ー ス 料 1,524百万円	減価償却費相当額 726百万円	減価償却費相当額 220百万円	減価償却費相当額 1,285百万円	支 払 利 息 相 当 額 54百万円	支 払 利 息 相 当 額 21百万円	支 払 利 息 相 当 額 83百万円	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左	同 左	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。	同 左	同 左	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	・未経過リース料 75百万円	・未経過リース料 53百万円	・未経過リース料 69百万円	267百万円	187百万円	224百万円	343百万円	241百万円	294百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動 産</td> <td>動 産</td> <td>動 産 そ の 他 合 計</td> </tr> <tr> <td>取 得 価 額 相 当 額 6,959百万円</td> <td>取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円</td> <td>取 得 価 額 相 当 額 2,081百万円</td> </tr> <tr> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,572百万円</td> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円</td> <td>減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,188百万円</td> </tr> <tr> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,387百万円</td> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円</td> <td>中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,501百万円</td> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 750百万円</td> <td>・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 934百万円</td> </tr> <tr> <td>支 払 リ ー ス 料 864百万円</td> <td>支 払 リ ー ス 料 247百万円</td> <td>支 払 リ ー ス 料 1,524百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額 726百万円</td> <td>減価償却費相当額 220百万円</td> <td>減価償却費相当額 1,285百万円</td> </tr> <tr> <td>支 払 利 息 相 当 額 54百万円</td> <td>支 払 利 息 相 当 額 21百万円</td> <td>支 払 利 息 相 当 額 83百万円</td> </tr> <tr> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> <td>・減価償却費相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</td> <td>同 左</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>・利息相当額の算定方法</td> <td>・利息相当額の算定方法</td> <td>・利息相当額の算定方法</td> </tr> <tr> <td>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。</td> <td>同 左</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> <td>2. オペレーティング・リース取引</td> </tr> <tr> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> <td>1年内 1年超 合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 75百万円</td> <td>・未経過リース料 53百万円</td> <td>・未経過リース料 69百万円</td> </tr> <tr> <td>267百万円</td> <td>187百万円</td> <td>224百万円</td> </tr> <tr> <td>343百万円</td> <td>241百万円</td> <td>294百万円</td> </tr> </table>	動 産	動 産	動 産 そ の 他 合 計	取 得 価 額 相 当 額 6,959百万円	取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円	取 得 価 額 相 当 額 2,081百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,572百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,188百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,387百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,501百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 750百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 934百万円	支 払 リ ー ス 料 864百万円	支 払 リ ー ス 料 247百万円	支 払 リ ー ス 料 1,524百万円	減価償却費相当額 726百万円	減価償却費相当額 220百万円	減価償却費相当額 1,285百万円	支 払 利 息 相 当 額 54百万円	支 払 利 息 相 当 額 21百万円	支 払 利 息 相 当 額 83百万円	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左	同 左	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。	同 左	同 左	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	・未経過リース料 75百万円	・未経過リース料 53百万円	・未経過リース料 69百万円	267百万円	187百万円	224百万円	343百万円	241百万円	294百万円
動 産 そ の 他 合 計	動 産	動 産 そ の 他 合 計																																																																																																																																																																		
取 得 価 額 相 当 額 6,893百万円	取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円	取 得 価 額 相 当 額 2,029百万円																																																																																																																																																																		
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,513百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,137百万円																																																																																																																																																																		
中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,379百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円																																																																																																																																																																		
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計																																																																																																																																																																		
・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 856百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 392百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 440百万円																																																																																																																																																																		
支 払 リ ー ス 料 864百万円	支 払 リ ー ス 料 247百万円	支 払 リ ー ス 料 1,524百万円																																																																																																																																																																		
減価償却費相当額 726百万円	減価償却費相当額 220百万円	減価償却費相当額 1,285百万円																																																																																																																																																																		
支 払 利 息 相 当 額 54百万円	支 払 利 息 相 当 額 21百万円	支 払 利 息 相 当 額 83百万円																																																																																																																																																																		
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法																																																																																																																																																																		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左	同 左																																																																																																																																																																		
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																																																																																																																																																																		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。	同 左	同 左																																																																																																																																																																		
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																																																																																																																																																		
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計																																																																																																																																																																		
・未経過リース料 75百万円	・未経過リース料 53百万円	・未経過リース料 69百万円																																																																																																																																																																		
267百万円	187百万円	224百万円																																																																																																																																																																		
343百万円	241百万円	294百万円																																																																																																																																																																		
動 産	動 産	動 産 そ の 他 合 計																																																																																																																																																																		
取 得 価 額 相 当 額 6,959百万円	取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円	取 得 価 額 相 当 額 2,081百万円																																																																																																																																																																		
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,572百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,188百万円																																																																																																																																																																		
中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,387百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円																																																																																																																																																																		
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計																																																																																																																																																																		
・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,501百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 750百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 934百万円																																																																																																																																																																		
支 払 リ ー ス 料 864百万円	支 払 リ ー ス 料 247百万円	支 払 リ ー ス 料 1,524百万円																																																																																																																																																																		
減価償却費相当額 726百万円	減価償却費相当額 220百万円	減価償却費相当額 1,285百万円																																																																																																																																																																		
支 払 利 息 相 当 額 54百万円	支 払 利 息 相 当 額 21百万円	支 払 利 息 相 当 額 83百万円																																																																																																																																																																		
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法																																																																																																																																																																		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左	同 左																																																																																																																																																																		
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																																																																																																																																																																		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。	同 左	同 左																																																																																																																																																																		
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																																																																																																																																																		
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計																																																																																																																																																																		
・未経過リース料 75百万円	・未経過リース料 53百万円	・未経過リース料 69百万円																																																																																																																																																																		
267百万円	187百万円	224百万円																																																																																																																																																																		
343百万円	241百万円	294百万円																																																																																																																																																																		
動 産	動 産	動 産 そ の 他 合 計																																																																																																																																																																		
取 得 価 額 相 当 額 6,959百万円	取 得 価 額 相 当 額 1,889百万円	取 得 価 額 相 当 額 2,081百万円																																																																																																																																																																		
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 5,572百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,175百万円	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 1,188百万円																																																																																																																																																																		
中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,387百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 714百万円	中 間 期 末 残 高 相 当 額 892百万円																																																																																																																																																																		
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計																																																																																																																																																																		
・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 1,501百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 750百万円	・未経過リース料 中 間 期 末 残 高 相 当 額 934百万円																																																																																																																																																																		
支 払 リ ー ス 料 864百万円	支 払 リ ー ス 料 247百万円	支 払 リ ー ス 料 1,524百万円																																																																																																																																																																		
減価償却費相当額 726百万円	減価償却費相当額 220百万円	減価償却費相当額 1,285百万円																																																																																																																																																																		
支 払 利 息 相 当 額 54百万円	支 払 利 息 相 当 額 21百万円	支 払 利 息 相 当 額 83百万円																																																																																																																																																																		
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法																																																																																																																																																																		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左	同 左																																																																																																																																																																		
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																																																																																																																																																																		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。	同 左	同 左																																																																																																																																																																		
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																																																																																																																																																		
1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計	1年内 1年超 合 計																																																																																																																																																																		
・未経過リース料 75百万円	・未経過リース料 53百万円	・未経過リース料 69百万円																																																																																																																																																																		
267百万円	187百万円	224百万円																																																																																																																																																																		
343百万円	241百万円	294百万円																																																																																																																																																																		

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

(2) その他

中間配当（商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配）

平成 12 年 11 月 22 日開催の取締役会において、第 140 期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額 3,526 百万円

1 株当たりの中間配当金

普通株式 2 円 50 銭

第 1 回優先株式 2 円 83 銭

第 2 回優先株式 4 円 73 銭

## 第 6 提出会社の参考情報

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類  
及びその添付書類  
平成12年 4月10日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書  
及びその添付書類  
[ 事 業 年 度 自 平成11年 4月 1 日 ] 平成12年 6月29日  
（第139期） 至 平成12年 3月31日 関東財務局長に提出。
- (3) 訂正発行登録書  
平成12年 6月29日関東財務局長に提出。  
平成12年 3月24日関東財務局長に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。
- (4) 有価証券届出書  
及びその添付書類  
平成12年 6月29日関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書の  
訂 正 届 出 書  
平成12年 6月29日関東財務局長に提出。  
平成11年 7月13日関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。
- (6) 有価証券届出書の  
訂 正 届 出 書  
平成12年 7月 7日関東財務局長に提出。  
平成12年 6月29日関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。
- (7) 有価証券報告書の  
訂 正 報 告 書  
平成12年 7月14日関東財務局長に提出。  
平成12年 6月29日関東財務局長に提出した有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (8) 訂正発行登録書  
平成12年 7月14日関東財務局長に提出。  
平成12年 3月24日関東財務局長に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。
- (9) 訂正発行登録書  
平成12年 7月14日関東財務局長に提出。  
平成12年 3月24日関東財務局長に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。
- (10) 有価証券報告書の  
訂 正 報 告 書  
平成12年 7月27日関東財務局長に提出。  
平成12年 6月29日関東財務局長に提出した有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (11) 訂正発行登録書  
平成12年 7月27日関東財務局長に提出。  
平成12年 3月24日関東財務局長に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。
- (12) 発行登録追補書類  
及びその添付書類  
平成12年 8月22日関東財務局長に提出。

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

該当ありません。